28 外部監査公表第1号(平成28 年4月28日付 福岡市公報第6297号(別冊)公表)分市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について

5. 市民利用施設全般に関して

#### 監査の結果

① 施設に係る全庁的な有効活用方策の検討について

#### (意見)

市は、これまでアセットマネジメント 及び財産有効活用の取組を推進している が、現状に記載した検出事項に対応し、 更なる施設の適切な維持管理及び財産の 有効活用を推進するため、施設の維持管 理及び有効活用に関する組織としての統 治体制(以下「アセットガバナンス体制」 という。)の構築が必要であると考える。 アセットガバナンス体制は、各施設の 具体的な課題に取組むため、施設書簡部 署の主体性を尊重しつつ、財産活用課及 びアセットマネジメント推進課が全庁的 な視点から有効活用についてアドバイス 等を行うことで組織横断的な取組も可能 とすることを意識したものである。

また、アセットガバナンス体制の強化 について、財産活用課とアセットマネジ メント推進課はモニタリングやアドバイ ス等を行う体制のあり方を含め、両課の 連携強化について検討することが望まし い。

(財産活用課,

アセットマネジメント推進課)

② 全庁的な受益者負担の見直しへ向けた取組みについて

#### (意見)

施設使用料の見直しを進めている施設 は一部にとどまっている。また、多くの 施設において受益者負担割合の試算結果

#### 措置の状況

【措置済(平成29年2月3日通知)】

アセットガバナンス体制の構築については、全庁的なアセットマネジメントの推進を図るために設置している「福岡市アセットマネジメント推進協議会」に財産有効活用部を加え、アセットガバナンス体制の強化を図ることとした。

また,財産活用課とアセットマネジメント推進課との連携強化については,固定資産台帳システムと保全情報システムの連携により,各施設等情報を共有し,全庁的な視点から,財産有効活用に関する助言等を行っていく。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、 令和元年度に外部有識者等からなる検討 委員会を設置・開催した。

しかし、令和2年度の新型コロナの流行

は、監査人が設定した望ましい受益者 負担金割合より低く、乖離している現状 が見受けられた。さらに、複数の施設に おいて使用料の設定根拠・理由が不明確 であり、関連文書も保存されておらず、 透明性に問題があると考えられる。

市は、全庁的な受益者受益者負担の割合の見直しを図るため、推進体制の整備、全庁的な方針立案、施設別検討の実施、使用料改定の実施、定期的な見直しといったロードマップを参考に、取り組むことが望ましい。

(財産活用課)

③ 全庁的な減免制度の見直しへ向けた取組について

#### (意見)

減免制度(減免規定)は施設利用者の 公平性を確保するため、あくまで政策的 趣旨に則り例外的に認められるものであ ると考える。

市は、全庁的な減免制度の見直しを図るため、減免制度に関する考え方の立案、施設別検討及び制度改定の実施、定期的な見直しといったロードマップを参考に、減免制度(減免規程)について取組むことが望ましい。

(財産活用課)

は、監査人が設定した望ましい受益者 により、多くの市民利用施設の利用者数や 担金割合より低く、乖離している現状 管理運営経費に大きな影響が生じたため、 見受けられた。さらに、複数の施設に 検討委員会を解散した。

適切な料金設定のあり方を検討するためには、新型コロナの影響が緩和された平常時における各施設の3か年程度(令和5~7年度など)の収入やコストを算定の基礎とする必要があり、現在、各施設の管理運営状況を把握・分析するとともに、コロナの影響や物価高の状況など社会経済情勢の変化なども十分に踏まえながら、検討している。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、 令和元年度に外部有識者等からなる検討 委員会を設置・開催した。

しかし、令和2年度の新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、検討委員会を解散した。

適切な料金設定のあり方を検討するためには、新型コロナの影響が緩和された平常時における各施設の3か年程度(令和5~7年度など)の収入やコストを算定の基礎とする必要があり、現在、各施設の管理運営状況を把握・分析するとともに、コロナの影響や物価高の状況など社会経済情勢の変化なども十分に踏まえながら、検討している。

④ 施設間における連携強化の検討について

#### (意見)

(1) 障がい者スポーツセンターと市民体育 館及び市民センター等の連携強化による 障がい者におけるスポーツ活動の推進に ついて

障がい者スポーツセンター利用者の地域的な偏りを減らし障がい者のスポーツ活動を推進するためには、類似の市民利用施設と連携を強化し、障がい者にとって安心してスポーツをできる環境を整えることで、スポーツ活動を行う機会を増やすことが望まれる。また、地域における障がい者の利用が比較的多いと考えられる市民センター、地域交流センター等で積極的に実施することが望まれる。

(障がい者施設支援課, スポーツ振興課, 区生涯学習推進課, 公民館支援課)

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

類似市民利用施設との連携については、 平成28年4月から障害者差別解消法が施行されていることもあり、ハード面では市 民体育館・市民プール等の類似利用施設に おける障がい特性に応じた一層のバリア フリー化を推進し、ソフト面では、毎年障がい者スポーツセンターにおいて障がい 者スポーツ指導者・支援者研修会を実施し 指導者等を養成するとともに、運動指導員 を類似施設に講師派遣している。

今後とも、障がいのある方やご家族等の 声を伺いながら、地域にある類似施設とも 情報交換及び事業連携を図り、障がい者が 安心してスポーツ活動ができる環境を整 えていく。

また、障がい者スポーツは、リハビリ、健康増進、社会参加の促進、さらには生きがいづくり、充実した生活の実現など生活の質を高める意義があり、地域においては、障がい者が利用する機会の多い各区フレンドホームにおいて、レクリエーション活動やホーム外活動として子ども向け・初心者向け各種スポーツ教室を開催している。

さらに、障がい者スポーツの広報については、各区フレンドホーム事業の他、毎年開催している福岡市障がい者スポーツ大会の開催や参加をポスターやチラシ、市政だよりやHPで呼び掛け、一人でも多くの障がいのある方たちに、スポーツに触れる場と機会を知らせ、関心を高めるよう努めている。

(2) はかた伝統工芸館と博多町屋ふるさと館

【措置済(平成29年2月3日通知)】 両施設はすでに、ものづくり体験やスタ の連携強化による共同事業や共同管理の 検討について

はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと 館は、伝統工芸を含めた福岡・博多の歴 史、文化、伝統等を広く市民や観光客に 知ってもらうための施設であるという視 点でみれば、両者は共通の目的を持った 施設であるといえる。そのため、事業面 及び管理面の両面から、可能な部分につ いては両施設が連携して運営することが 望まれる。なお、より深度ある連携を実 行可能とするため、両施設の指定管理者 を同一の者に指定することを検討するこ とが望まれる。

(地域産業支援課、にぎわい振興課)

(3)総合図書館における会議等の利用促進 並びにこれに向けた総合図書館と市民セ ンター及び地域交流センターの連携強化 について

映像ホールの稼働状況は高いと考えられる。座席占有率は主催上映で22%となっており、比較的健闘しているとも考えられるが、利用者数の増加へ向けた更なる取組みが望まれる。会議室については稼働率が約50%前後であり、稼働率を上げる余地があると考えられる。特に一般利用許可の日数を増加させる取組みが望まれる。

また、総合図書館の分館が市民センターや地域交流センターにあることを踏まえ、より効果的な広報を行うため、市民センター及び地域交流センターに連携を一層強化することが望まれる。

(総合図書館運営課, 区生涯学習推進課,

公民館支援課)

⑤ 施設における物品の適切な管理につい

ンプラリー等の共同事業を開催するなど, 連携強化を図っている。

両施設の指定管理のあり方については, 監査意見を踏まえて,同一の者に指定する 方向に向けて検討を進める。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

総合図書館における会議室等の利用促進については、市民センター及び地域交流センターとの連携も含め、広報の充実に取り組み、市民に対する周知を図った。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

7

#### (指摘)

市は、市民利用施設における物品の管理について、物品管理に関するルールに則り適切な物品管理を徹底するとともに、指定管理者制度が導入されている施設においては、指定管理者に対する管理監督により物品管理に関するルールの遵守を徹底すべきである。

(行政マネジメント課)

施設における物品の管理については,定期的に行っている通知や,物品管理に関する研修により,物品管理に関するルールの周知徹底を図った。

なお、指定管理者制度導入施設については、モニタリングの中で、備品の管理も含め、業務の履行状況を確認・指導することとしており、施設所管課に対しては、研修をとおしてモニタリングの実施内容・手法等について周知を図っている。

#### 6. 個別の市民利用施設に関して

#### 監査の結果

#### (1) 市民局

- I. 福岡市地域交流センター 視点2. 受益者負担のあり方
- ① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各地域交流セン ター)

#### (意見)

①閲覧した文書により現在の減免制度 (減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容、市の財政状況、その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基

#### 措置の状況

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

(公民館支援課)

② 土地賃借契約の見直しについて(和白地域交流センター)

#### (意見)

本施設の建物は賃借である。賃料は物 価の変動,経済情勢の変動等に伴い改定 することが可能であるが,賃料見直しの 検討を行っていない。

施設運営に係るコスト把握及び現在の 建物評価額の目安を踏まえ、賃料につい ては見直しの検討を行うことが望まれ る。

(公民館支援課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について(各地域交流センター)

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

和白地域交流センターは,福岡市の仕様に基づき JR 九州が施設整備を行っており,福岡市と JR 九州において,建物賃貸借契約を締結している。

賃料の見直しについては、建物賃貸借契約書の規定に基づき、物価の変動、経済情勢の変動、土地建物に対する公租公課の増加及び近隣建物賃料の変動等を総合的に勘案し、必要に応じて検討を行う。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。 計することが望まれる。また、社会情勢 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから、今後、定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし い。

(公民館支援課)

## Ⅱ. 福岡市立今宿野外活動センター視点1. 施設の有効活用

① 市民のニーズをより的確に反映させた 施設の有効活用について

#### (意見)

属性別,利用目的別の利用者数の把握 や,設備別の利用状況の把握はされてい ない。また,学校利用が減ったため,食 堂や厨房が現在は殆ど使用されていない 等,施設の設備が現状の利用実態にそぐ わない事象が生じている。

今後の施設のあり方や有効活用を検討するため、利用状況を精緻に把握することが望ましい。また、行政の各種事業や指定管理者との連携により、新たなニーズを創出し施設の有効活用を図ることが望まれる。

(スポーツ振興課)

#### 視点2. 受益者負担のあり方

① 条例におけるテント施設定員の記載誤りについて

#### (指摘)

福岡市立今宿野外活動センター条例別表において、宿泊施設使用料に関する表が記載されており、当該表の区分欄には「テント施設(8人用)」と記載されている。しかし、実際には、現時点でのテント施設の定員は15名であり、条例の記載と実際の運用が不一致となっている。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

施設の有効活用やあり方について,引き 続き検討するとともに,平成28年度から 報告書様式を変更し,施設別の稼働状況等 を把握している。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

テントの性質上、1張あたりの宿泊人数には幅があり、このテントでは、標準的利用で大人8人、詰めて利用すれば最大15人程度が宿泊可能。

今宿野外活動センターでは、子どもの団体利用も多いため、実態の利用形態に近い定員をパンフレット等に記載しているものだが、条例の記載と整合性がとれる表記に改めることとする。

実態を正確に反映させるよう,条文の 記載を修正すべきである。

(スポーツ振興課)

② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (意見)

閲覧した資料により設定根拠・理由の 概略は把握できたが、詳細な使用料の算 定方法等は確認できず、設定根拠が明確 とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。

以上から、使用料の根拠・理由は概略 では足りず具体的な内容を明確化すると ともに、明文化した文書を保存すること が望ましい。

(スポーツ振興課)

③ 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (意見)

①閲覧した文書により現在の減免制度 (減免規定)に係る設定根拠・理由の概 略は把握できたが、減免制度(減免規定) の設定根拠・理由が明確とまでは言い難 いもの、②現在の減免制度(減免規定) に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と 判断するが、設定根拠・理由を示す文書 が保存されていないものであった。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。

本来使用料については, 利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また, 市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存することが望まし 11

(スポーツ振興課)

### ④ 駐車場有料化の検討について (意見)

センターには無料駐車場が整備されている。駐車場の有料化について、検討は しているが有料化のシミュレーションは していないとの回答を得た。

周辺環境の状況や費用対効果等を勘案 し、有料化の可能性について検討するこ とが望まれる。

(スポーツ振興課)

### ⑤ 宿泊施設使用料単位の見直しについて (意見)

テント施設が1張当たり、ロッジ施設が一人当たりの価格となっているため、ロッジ施設の方が明らかに設備は充実しているが、宿泊者の人数が少ない(6人未満)場合はテント施設利用よりもロッジ施設利用の方が使用料は安くなる等の

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

駐車場有料化については、意見を受け、 平成 27 年度に駐車場整備検討調査を実施 した。

【措置を行わない(令和7年9月25日通知)】

福岡市立今宿野外活動センターは、リニューアルにあたって、テント施設およびロッジ施設を解体撤去するとともに、今後、公共事業として宿泊施設を運営しないこととしたため、措置が不要となった。

問題点がある。

そのため、ロッジ施設もテント施設と 同様、1 棟当たりの金額で使用料を設定 することが望ましい。

(スポーツ施設課)

⑥ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(スポーツ施設課)

Ⅲ. 福岡市社領スポーツ広場 視点2. 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (意見)

閲覧した資料により設定根拠・理由の 概略は把握できたが,詳細な使用料の算 定方法等は確認できず,設定根拠が明確

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

(スポーツ振興課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (意見)

①閲覧した文書により現在の減免制度 (減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定) の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定) に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任があ

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 る。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

(スポーツ振興課)

## ③ 駐車場有料化の検討について (意見)

社領スポーツ広場には、無料駐車場が 整備されている。駐車場の有料化につい ては、検討していないとの回答を得た。

周辺環境の状況や費用対効果等を勘案 し、有料化の可能性について検討することが望まれる。

(スポーツ振興課)

④ 望ましい受益者負担金割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

駐車場有料化については、意見を受け、 平成27年度に駐車場整備検討調査を実施 した。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

#### (スポーツ施設課)

#### IV. 福岡市立地区体育施設等

#### 視点1. 施設の有効活用

① 特定の団体に対する器具庫の無料貸出 について(福岡市民体育館)

#### (指摘)

本館 4 階にある器具庫が、特定の団体に対して無料で貸し出しされている状況にあった。目的外の使用に該当すると考えられるが、特に目的外使用許可申請はされていない。

特段の事情があり特定の団体に施設の 一部を利用させる必要性があると認められる場合には、市は目的外使用許可を与える等実態に即した対応を行い、使用させるべきである。

(スポーツ振興課)

② 実利用者数の把握による施設の有効活用ついて(各体育館及び各プール)

#### (意見)

各施設の延べ利用者数や施設の稼働率 を毎年度算定し、次年度の計画に役立て ている。また、施設の入退場システムを 改修し、各室ごとの稼働状況を把握、分 析することを検討している。

しかし、各施設の実利用者数について は把握していない。

各施設の実利用者数を把握することは、スポーツの振興にどれだけ貢献したかを把握するうえで重要な指標であるため、施設の設置目的の達成度を測る指標のひとつとして、実利用者数を把握することが望まれる。

(スポーツ振興課)

③ 休止中の設備における今後の有効活用 方策の検討について

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

器具庫については,貸出を行わないこと とし,物品を撤去した。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

各施設の実利用者数については、平成 28 年度から、施設の総利用者数及び利用 者アンケートの結果を活用して推計して いく。

【措置済(平成29年2月3日通知)】 福岡市立総合西市民プールの休止中の

#### (意見)

現地調査の結果, 福岡市立総合西市民 プールにおいてはサウナ室及びレストラ ン厨房が、また、福岡市民体育館におい てはサウナ室,浴室及び特別席が休止中 であった。

各休止中の設備については、今後の利 用方針等を決定し必要に応じて修繕, 改 修等を行い有効活用することが望まれ る。なお、他の福岡市立地区体育施設等 についても遊休となっている箇所がない か現状把握を行うことが望ましい。

(スポーツ振興課)

施設については、利用者のニーズも踏まえ て改修することとしているが、財政負担軽 減のため、その時期は、今後、予定してい る大規模改修工事にあわせて実施する。

福岡市民体育館については,新たな総合 体育館の整備に伴い、今後は、安全性を維 持できる範囲で補修しながら,可能な期 間,利用し,費用対効果の観点から大規模 な改修は行わないこととしているため、サ ウナ室及び浴室等の修繕は行わず, 倉庫と して活用する。

また、特別室については、動線となって いる階段が狭く,一般利用者や荷物の搬出 入に適さないことから,活用は困難である と考える。

なお,他の福岡市立地区体育施設等につ いては, 遊休となっている箇所がないこと を確認している。

④ 施設の老朽化及び計画的な対応等につ いて(福岡市立総合西市民プール)

#### (意見)

全館照明、放送の管理等を行う制御装 置等のシステム関係は老朽化している が、代替部品がないことから、万が一大 きな故障が生じた場合には緊急の大規模 改修が必要となり,不測の休館を余儀な くされる可能性が否定できない。このた め、計画的にシステムの更新を検討する ことが望まれる。

道路から施設に入る階段の老朽化につ いては、安全性に問題はないことを確認 しているとのことであったが、利用者が 通行する階段であることから、早急に改 修を行うことが望まれる。

(スポーツ振興課)

【措置済(平成29年2月3日通知)】

制御装置等の老朽化については,長期休 館の必要性及び費用対効果の観点から、今 後,予定している大規模改修工事にあわせ て、システム全体の更新を行う。

また, 道路から施設に入る階段の老朽化 については、継続的に安全性を確認してお り、今年度中に改修を行う。

⑤ 駐輪場の適切な利用の啓発及び有料化 【措置済(平成29年2月3日通知)】

## の検討について(中央体育館) (意見)

隣接する福岡市立中央区市民センター との間に無料駐輪場が存在するが、利用 者が極めて多いため、駐輪場の外に自転 車があふれる状態となっており、福岡市 立中央体育館の利用時に支障を来すおそ れがある。

市は、今後も自転車利用者に適切な駐輪場の利用を促すとともに、別途駐輪場スペースの確保を検討することが望ましい。必要に応じて駐輪場の有料化等を検討することが望まれる。

(スポーツ振興課)

駐輪場の適切な利用については,整理員 を配置したことにより,駐輪場区域外への 駐輪は解消している。

#### 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各体育館及び各プール)

#### (意見)

閲覧した資料により設定根拠・理由の 概略は把握できたが、詳細な使用料の算 定方法等は確認できず、設定根拠が明確 とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

(スポーツ振興課)

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各体育館及び各 プール)

#### (意見)

各施設において,①閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが,減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの,②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが,設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は,施設の設置趣旨,施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存することが望まし 11

(スポーツ振興課)

③ 体育備品の貸出伝票の連番管理について(福岡市立中央体育館)

#### (意見)

卓球やバドミントンの備品,ボール等の貸出時における現金の授受に関して,

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

体育備品の貸出伝票の連番管理については、指定管理者を指導し、平成27年12月から貸出伝票の連番管理を行っている。

貸出伝票を使用しているが、当該伝票は 連番管理されていない。

当該貸出伝票は、領収金額の唯一の証 憑となるものであり、事業者にとっては 領収書控と同じ役割を果たす伝票であ る。領収書控が、紛失や横領防止の観点 から連番が付されていることを踏まえれ ば、市は、当該貸出伝票についてもあら かじめ連番を付しておくよう, 指定管理 者に対し指導することが望まれる。

(スポーツ振興課)

④ 市民プール専用利用の使用単位の見直 しについて(各市民プール)

#### (意見)

市民プールでは、専用利用について 4 時間を 1 単位として使用を許可してい る。しかし、使用時間は1時間~2時間 程度であるのにもかかわらず,1コマが4 時間であるために、4時間分の使用料を 支払っている団体が多数見受けられた。 受益者負担の考え方に照らし、実態に即 した使用単位及び使用料を再検討するこ とが望まれる。

(スポーツ振興課)

⑤ 望ましい受益者負担割合の検討につい て(各体育館及び各プール)

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算し たところ, 監査人が考える望ましい受益 者負担割合を下回る結果となった。

市は,施設の特性や性格を踏まえ,望 ましい受益者負担割合を設定するととも に、収益及び費用等を適切に把握し、受 益者負担割合を算定することが望まし い。その結果, 算定した受益者負担割合 【措置済(平成30年9月19日通知)】

市民プール専用利用については、福岡市 立地区体育施設条例, 福岡市民体育館条例 を改正し、1時間あたりの使用料を設定し た。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用 料・減免に関する統一的な基準(ガイドラ イン) の策定に向け、第三者委員会を設 置・開催したが、新型コロナの流行により、 多くの市民利用施設の利用者数や管理運 営経費に大きな影響が生じたため、第三者 委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ と望ましい受益者負担割合が乖離してい 口ナの影響や物価高の状況など社会経済 る場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

情勢の変化なども十分に踏まえながら、検討している。

(スポーツ施設課)

### V. 福岡市立男女共同参画推進センター 視点1 施設の有効活用

① 施設の設置目的に即した成果指標の設定について

#### (意見)

福岡市男女共同参画基本計画(第2次)で定めた基本目標及び数値目標をより具体的に推進するため、福岡市男女共同参画推進センターの役割に基づき、同センターにおける実施事業について具体的な成果指標の設定を検討することが望まれる。

事業年度終了後には成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。

(事業推進課)

## 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

具体的な成果指標の設定については,当 センターで実施している主な事業の目標 参加人数(定員)及びアンケートによる参 加者満足度とし,毎年開催する外部有識者 会議に諮ることで,当センターが設置目的 に照らし有効活用されているかどうか検 討することとした。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(事業推進課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任があ

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 る。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(事業推進課)

③ 望ましい受益者負担金割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離して、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい

(事業推進課)

#### (2)こども未来局

I. 福岡市立少年科学文化会館 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

【措置を行わない(平成29年2月3日通知)】

使用料の設定根拠の明確化及び明文化 については、福岡市立少年科学文化会館条 例が平成28年3月末で廃止され、同会館 は閉館したことから、措置が不要となっ た。 す文書は保存されておらず、設定根拠・ 理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例 及び同施行規則に定めた使用料について 重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(青少年健全育成課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容、市の財政状況、その 【措置を行わない (平成 29 年 2 月 3 日通 知)】

減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化については、福岡市立少年科 学文化会館条例が平成28年3月末で廃 止され、同会館は閉館したことから、措置 が不要となった。

他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(青少年健全育成課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討につい

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算し たところ、監査人が考える望ましい受益 者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望 ましい受益者負担割合を設定するととも に、収益及び費用等を適切に把握し、受 益者負担割合を算定することが望まし い。その結果, 算定した受益者負担割合 と望ましい受益者負担割合が乖離してい る場合には,原因を把握した上で,使用 料の値上げを含め乖離の解消に向けて検 討することが望まれる。また, 社会情勢 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから, 今後, 定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし V1.

(青少年健全育成課)

#### (3)保健福祉局

- I. 福岡市健康づくりサポートセンター 視点1 施設の有効活用

【措置を行わない(平成29年2月3日通 知)】

望ましい受益者負担割合の検討につい ては,福岡市立少年科学文化会館条例が平 成28年3月末で廃止され、同会館は閉館 したことから, 措置が不要となった。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

研修室等については、関係団体等への利 用を促すため、指定管理者及びあいれふ内 ① 使用料を徴収する研修室等の利用促進 | 各入居施設と協力しながら, 研修室等の更 について

#### (意見)

福岡市健康づくりサポートセンター等 複合施設(以下「あいれふ」という。)内 貸館設備の利用状況について, 利用者数 や稼働率の把握はしているが、その結果 の活用はしていないとのことである。ま た, あいれふの貸館利用者に対して, ア ンケートを定期的に実施していない。

利用状況の結果を活用し、稼働率を上 昇できる研修室等はないか等について検 討を行うことが望ましい。利用者を増加 させる具体的な方策の検討に当たって は、利用者に対するアンケートの実施が 有用であると考える。

(健康増進課)

② 機械式駐車場の不具合に係る現状確認 及び大規模修繕の検討について

#### (意見)

あいれふ地下の機械式駐車場につい て、指定管理者から多数の不具合が生じ ている旨の報告がされている。所管部署 は、現時点では緊急案件ではないと判断 しており, 現場の状況確認も実施してい ない。

指定管理者からの報告を踏まえ, 少な くとも現場の状況確認を実施するととも に、緊急性が高い場合には大規模修繕の 前倒し等を検討することが望ましい。必 要に応じて、アセットマネジメント推進 課等専門知識を有する部署に対して, 市 民等に対する影響の程度, 緊急に対応す べきか等について、相談することが望ま しい。

なる周知を図った。

また、アンケートについては、貸館利用 後,利用者から提出される施設利用報告書 に利用に関する意見・感想記載欄を設けて おり、記載された内容をその後の貸館業務 運営に活かしている。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

監査後、指定管理者立会いのもと現場の 状況確認を行い, 指定管理者と協議の上, 緊急性は高くないものと判断したため,大 規模修繕の時期については、アセットマネ ジメント保全計画に基づき行うこととし た。

(健康増進課)

視点2 受益者負担のあり方

【措置済(平成29年2月3日通知)】

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 今後,新たに使用料(利用料金上限)につ について いて設定又は改定等を行うにあたっては.

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(健康増進課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容、市の財政状況、その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から、減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに、 明文化した文書を保存すべきである。

(健康増進課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離して、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましていくことが望ましい。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえ、検討して いる。

#### (保健医療政策課)

Ⅱ. 福岡市市民福祉プラザ

視点1 施設の有効活用

① 施設の適切な管理運営に係る指導の徹底について

#### (指摘)

福岡市市民福祉プラザの事務室について、平成27年9月1日から利用開始している入居団体があるが、現地調査を行った平成27年9月28日時点で、市民福祉プラザ施設利用許可書の交付は当該団体に行われていなかった。

入居団体の利用開始に当たり市民福祉 プラザ施設利用許可書の交付を行う必要 がある。このため、市は、指定管理者に 対する適切な管理運営について指導を徹 底する必要がある。

(福祉・介護予防課)

② 事務室入居団体の定期的な見直しについて

#### (意見)

福岡市市民福祉プラザの事務室に入居 している団体について,入居期間は10年 以上と長期にわたっているが,市は入居 団体の見直しを実施していない。

市は定期的に入居団体の見直しを実施することが望ましい。具体的には、5年に一度等定期的に入居団体について、事務室利用の適切性や、団体が社会状況に相応しい福祉に関する事業を効果的に実施しているか等について評価を行い、評価結果に基づき入居団体を選定することが望ましい。

(福祉・介護予防課)

③ 会議室等に係る稼働率の向上について (意見)

【措置済(平成29年2月3日通知)】

当該入居団体への市民福祉プラザ施設利用許可書の交付を確認した。

今後,手続きが遅れないよう,指定管理 者へ指導を行った。

【他の方法で対応(平成 29 年 2 月 3 日通 知)】

事務室の入居については、毎年、各団体 からの申請を受けて、使用許可を行ってい るものである。

平成28年度からは、事務室の入居団体について、その活動実績がわかる資料の提出を求め、許可申請時に確認をすることとした。

【措置済(平成29年2月3日通知)】 実習室については,利用目的が限定され 働率は高いが,介護実習室,調理実習室, 視聴覚室、保育実習室、和室については、 稼働率がいずれも50%を下回っている。 特に保育実習室は20%と低水準である。

稼働率が低い原因を分析したうえで, 今後の対策及び目標を設定し、それに向 けて努力していくことが望まれる。

(福祉・介護予防課)

会議室、研修室等については比較的稼 ることから、会議室・研修室に比べて稼働 率が低い状況である。

> 今後, 関係団体への広報を行うことで, 稼働率の向上を図ることとした。

#### 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の減免手続きに係る指導の徹底 について

#### (指摘)

福岡市市民福祉プラザの事務室に入居 する団体のうち、平成26年度の使用料が 全額免除されている団体がある。福岡市 市民福祉プラザ運営要領において減免の 必要がある場合は市長に協議するとされ ているが、 当該団体に係る協議の内容は 不明であるとともに、当該協議に関する 文書はない。

市は使用料減免に係る運用を適切に行 うため, 指定管理者に対して, 減免根拠 を明確化した上で市長への協議を徹底す るよう指導すべきである。

(福祉・介護予防課)

② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化

#### (意見)

について

閲覧した資料により設定根拠・理由の 概略は把握できたが, 詳細な使用料の算 定方法等は確認できず, 設定根拠が明確 とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な 項目であり,施設で提供する行政サービ スの内容, 受益者負担のあり方等を鑑み

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

平成28年度より、毎年、許可申請時に 市長への協議を行うこととした。あわせ て, 今後の運用について, 指定管理者へ指 導を行った。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)につ いて設定又は改定等を行うにあたっては、 設定根拠・理由の明確化を図るとともに、 明文化した文書の保存を徹底することと し、この方針について全庁的に確認し、共 有した。

て慎重に設定する必要がある。また,市 は明確な根拠に基づき使用料を設定して いることを市民に対し説明する責任があ る。さらに,設定後においても,使用料 の設定根拠が,その後の状況に照らして 適切かどうか継続的に確認すべきであ る。以上から,使用料の根拠・理由は概 略では足りず具体的な内容を明確化する とともに,明文化した文書を保存するこ とが望ましい。

(福祉・介護予防課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離していてきめ乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望まれるで、定期的に受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(認知症支援課)

- Ⅲ. 福岡市立障がい者スポーツセンター視点 1 施設の有効活用
- ① 施設の老朽化及び計画的な対応について

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえ、検討して いる。

【措置済(平成30年2月14日通知)】

施設の老朽化及び計画的な対応については,利用者の安全性確保や施設の長寿命化の観点から,優先順位を設け,修繕等を

#### (意見)

現地調査を実施した結果,開設から約30年経過していることもあり,施設の屋内外で老朽化による要修繕等の箇所が複数認識された。優先順位を設け,計画的に修繕等を実施することが望ましい。

また、安全面から各室等は車椅子利用 者、介護者等にとって十分なスペースが 確保される必要があることから、備品等 の整理や廃棄を行い、利用者が安全に利 用しやすいスペースを確保することが望 ましい。

(障がい者施設支援課)

実施することとしており、まずはプール内 部のシート張り替えを実施した。今後と も、計画的な修繕等を行う。

倉庫等の各室のスペースについては、不 要な備品等を廃棄し、整理を行った。

また、車いす利用者が倉庫内の備品等を 使用する場合や、トレーニング室を利用す る場合等の安全確保のため、必要に応じ、 職員が備品の取り出しや移動の支援を行 うよう、ミーティングであらためて職員に 周知を図った。

#### 視点2 受益者負担のあり方

① 無料利用者の範囲の明確化について (意見)

施設を無料で利用できる者として,福 岡市立障がい者スポーツセンター条例施 行規則に「障がい者等」の規定があるが, 当該障がい者等の範囲が一部不明確であ る。

無料で施設利用が可能となる利用者の 具体的な範囲を定めるとともに、その内 容を施行規則等において規定することが 望ましい。また、規定した施行規則等に 従い適切な運営がされるよう指定管理者 に周知徹底することが望ましい。

(障がい者施設支援課)

② 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし, 受益者負担割合を算定したことはない, 目標とする受益者負担割合は

#### 【措置済(平成30年9月19日通知)】

無料利用者の範囲については,平成30年3月に取扱規程を定め,明確化を行った。また,取扱規程に従い適切に運営がされるよう指定管理者に通知を行い,周知徹底を図っている。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえ、検討 している。 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。

(福祉局障がい企画課)

#### IV. 福岡市立火葬施設

#### 視点1 施設の有効活用

① 火葬炉数の整備について(福岡市葬祭場)

#### (意見)

今後更に高齢化社会が進むため、火葬需要は益々増加していくと想定される。 今後の火葬需要の増加を踏まえ必要炉数の試算を行ったところ、平成47年度から 平成53年度までに必要な炉数は約39基となっており、既存の火葬炉数26基では 対応が困難であると考えられる。

周辺住民への十分な配慮を行ないつつ 施設の増設等へ向けて今後具体的な検討 を行うことが望まれる。

(生活衛生課)

#### 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(福岡市葬祭場) (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また、設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず、設定根拠・理由を具体的

#### 【措置済(平成30年2月14日通知)】

火葬炉の整備については,現在の火葬炉の耐用年数が平成42年度までであるため設計及び工事期間等を鑑み,平成34年度を目途に,方針決定することとした。

また整備手法については、8 基増設の場合と、現在の炉を最新式に入替え、火葬の回転数を上げ増設は行わない場合の比較検討を行う必要がある。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 に確かめることはできなかった。これら のことは、施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(生活衛生課)

② 望ましい受益者負担割合の検討について(福岡市葬祭場)

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を上回る結果となった。

ただし、目標とする受益者負担割合は 設定していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。

(生活衛生課)

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

#### (4)経済観光文化局

I. はかた伝統工芸館

視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また、設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず, 設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは, 施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な 11

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに、 明文化した文書を保存すべきである。

(地域産業支援課)

### ② 観覧料の有料化の検討について (意見)

はかた伝統工芸館では、企画展示室及 びホールを専用利用する場合には使用料 | 工芸館が本市を代表する伝統的工芸品で

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては, 設定根拠・理由の 明確化を図るとともに、明文化した文書の 保存を徹底する。

【措置を行わない(平成29年2月3日通 知)

観覧料の有料化については、はかた伝統

を徴収するが、観覧料については特別な 事業を行う場合を除き無料である。

来館者数の確保により伝統工芸品の知 名度を向上させ販売促進を行うという目 標を踏まえつつ, 地域との連携及びサー ビス内容の更なる向上を図ることを前提 として、観覧料の有料化について検討す ることが望まれる。

(地域産業支援課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討につい

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算し たところ、監査人が考える望ましい受益 者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望 ましい受益者負担割合を設定するととも に、収益及び費用等を適切に把握し、受 益者負担割合を算定することが望まし い。その結果, 算定した受益者負担割合 と望ましい受益者負担割合が乖離してい る場合には,原因を把握した上で,使用 料の値上げを含め乖離の解消に向けて検 討することが望まれる。また、社会情勢 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから、今後、定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし 11

(地域産業支援課)

#### Ⅱ. 福岡市姪浜買物広場

#### 視点1 施設の有効活用

① 利用状況の改善及び利用方法の抜本的 な見直しの検討について

#### (意見)

ある博多織及び博多人形その他の伝統工 芸品の紹介,展示,情報提供等を行うこと により,本市の伝統産業の承継及び発展を 図り、もって市民の豊かな生活の形成と地 域の活性化に資することを目的に設置さ れているため、現時点では現行の処理が妥 当であると判断し、措置を行わないことと した。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しなが ら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討している。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

利用状況の改善及び利用方法の抜本的 な見直しについては,「福岡市姪浜買物広 場条例 利用に関する事務取扱要領」を見 直し,減免基準の明確化を行ったことによ 利用件数及び利用日数はともに非常に | り, 自治会, 子ども会等地域団体及び民間 少ない。また、具体的な成果指標は設定 企業等が実施する事業について、占用料の されておらず、占有許可により開催され っていない。

入場者数を把握したうえで, 施設の設 置目的に対する成果を評価する必要があ る。また、地元商店会の主体性を確保し たうえで,区役所,学校等とともに,施 設の利用を促進する事業案を策定及び実 施することが望まれる。

それでも利用状況が好転しない場合 は、現状の利用方法にとどまらない抜本 的な利用方法の変更についても検討する ことが望まれる。

(地域産業支援課)

減免を行い, 買物広場の利用促進を図って た催事への入場者数を把握することも行 \ いる。また, 「利用後における報告の義務 (実績報告書の提出)」を新設した。

今後,実績報告書により,入場者数を把 握するとともに、施設の設置目的に対する 成果を評価したうえで,地域団体,区役所, 学校等へも働きかけるなど,施設の利用促 進に努めていく。

#### 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (意見)

①閲覧した文書により現在の減免制度 (減免規定) に係る設定根拠・理由の概 略は把握できたが,減免制度(減免規定) の設定根拠・理由が明確とまでは言い難 いもの, ②現在の減免制度(減免規定) に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と 判断するが、設定根拠・理由を示す文書 が保存されていないものであった。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに,減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は,施設の設置趣旨,施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化については,「福岡市姪浜買 物広場条例 利用に関する事務取扱要領 | の見直しを行い、占用料の設定について記 載し、併せて、減免の基準及び範囲を明確 化し, 明文化した文書を保存した。

ることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

(地域産業支援課)

## ② 収入の確保方策の検討について (意見)

姪浜買物広場の主たる利用者である商店会が減免の対象となっており、当該施設を利用促進したとしても収入を確保することが難しい仕組みとなっている。

収入確保の観点から、減免対象として 主たる利用者が設定されることの妥当性 を検討することが望まれる。そのうえで 減免対象とならない者の利用も積極的に 促進し、収入の確保につなげることが望 まれる。その他、自動販売機の設置等も あわせて検討することが望まれる。

(地域産業支援課)

③ 望ましい受益者負担金割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

減免の対象として主たる利用者が設定されることの妥当性については,「福岡市 姪浜買物広場条例 利用に関する事務取 扱要領」にて減免の基準及び範囲について 設定した。また,民間企業の利用者等減免 対象とならない者の利用促進も検討する こととする。

収入の確保方策については,平成28年4月から自動販売機を設置し,年額21,600円の使用料収入を確保している。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討している。 料の値上げを含め乖離の解消に向けて検 討することが望まれる。また、社会情勢 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから、今後、定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし い。

(地域産業支援課)

# Ⅲ. 福岡市創業者育成施設視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について (インキュベートプラザ百道浜 及びインキュベートプラザ博多)

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(創業・大学連携課)

② 条例等における減免金額の明文化につ 【措いて(インキュベートプラザ百道浜及び 知)】

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底する。

【措置を行わない(平成30年2月14日通知)】

インキュベートプラザ博多)

## (意見)

施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。

減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。

(創業・大学連携課)

③ 使用料減免要綱記載内容の条例又は施 行規則への明文化について(インキュベ ートプラザ百道浜及びインキュベートプ ラザ博多)

## (意見)

施設の具体的な減免は「創業者育成施設における学生起業家利用時の使用料減免要綱」に規定されている。

減免については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましく、要綱を適用しての減免は、可能な限り限定的にすべきである。よって、継続的かつ今後も改定の予定がない減免については、条例または施行規則で明文化することが望ましい。

(創業・大学連携課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について(インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多)

平成29年5月1日付で条例及び規則を 廃止し、インキュベートプラザを閉鎖した ため。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

平成28年7月1日付で規則,要綱を改正し,学生減免について規則にて明文化した。

【措置を行わない(平成30年2月14日通知)】

平成29年5月1日付で条例及び規則を

# (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合が乖離して受益者負担割合が非難した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましていくことが望ましい。

(創業・大学連携課)

IV. 福岡市産学連携交流センター 視点1 施設の有効活用

① 空室における備品の撤去等について (指摘)

入居を予定していた者が基幹研究室に 備品を設置したが、入居延期となったに もかかわらず備品が設置されたままとな っていた。

使用許可がない状態にあっては、備品の管理責任を曖昧にしないため、及び別の者が入居を希望した際の妨げとならないようにするために、備品持込みができないことは明らかであり、備品はいったん撤去すべきと考える。

(新産業振興課)

ため。

廃止し、インキュベートプラザを閉鎖した

【措置済(平成29年2月3日通知)】

備品設置者からの使用許可申請を得て, 使用許可を行った。

② 施設及び分析機器の稼働率の向上について

【措置済(平成29年2月3日通知)】 交流ホール等は、産学連携の促進のため

## (意見)

交流ホール,会議室,分析機器室といった施設や分析機器については,いずれも稼働率が10%を下回っており,非常に低水準となっている。

稼働率が低い原因を分析したうえで、 今後の対策及び目標を設定し、それに向 けて努力していくことが望まれる。

(新産業振興課)

に必要なスペースを確保しているもので あり,交流会やセミナーなどで更なる活用 を図る。

また,分析機器については,設置後間も ないことから稼働率が低くなっていたが, その後稼働率は上昇している。

#### 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底する。 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(新産業振興課)

② 施行規則上の使用料の支払い時期に関する記載の誤りについて

#### (指摘)

福岡市産学連携交流センター条例施行 規則の使用料の支払時期に関する条文 に,一部文言の誤りがあった。正確に記 述することが求められることから,記載 を修正すべきである。

(新産業振興課)

③ 分析機器に係る使用料後納申請の提出 不要について

#### (意見)

分析機器の使用料の納付時期について は、後納が認められている。しかし、原 則として後納が認められているのにもか かわらず、使用申請のたびに使用料後納 申請書が提出されている。

分析機器に関しては、使用料後納申請 書の提出は不要とすることが望ましい。 これにより、利用者及び市の双方にとっ て事務負担を軽減することができる。

(新産業振興課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合

【措置済(平成29年2月3日通知)】

福岡市産学連携交流センター条例施行 規則を改正し、文言の修正を行った。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

取扱いを変更し,使用料後納申請書の提 出が不要であることを周知した。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討している。

と望ましい受益者負担割合が乖離してい る場合には,原因を把握した上で,使用 料の値上げを含め乖離の解消に向けて検 討することが望まれる。また、社会情勢 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから, 今後, 定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし 11

(新産業振興課)

V. 福岡市ロボスクエア

視点2 受益者負担割合のあり方

① 共有工房における使用料の設定根拠の 明確化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不 明であった。また、設定根拠・理由を示 す文書は保存されておらず, 設定根拠・ 理由を具体的に確かめることはできなか った。これらのことは、施設の設置条例 及び同施行規則に定めた使用料について 重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な 項目であり, 施設で提供する行政サービ スの内容, 受益者負担のあり方等を鑑み て慎重に設定する必要がある。また、市 は明確な根拠に基づき使用料を設定して いることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、使用料 の設定根拠が、その後の状況に照らして 適切かどうか継続的に確認すべきであ る。以上から、使用料の根拠・理由を明 確化するとともに、明文化した文書を保 存すべきである。

(新産業振興課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 | 【措置済(平成29年2月3日通知)】

【措置済(平成29年2月3日通知)】

使用料の具体的算定根拠については,確 認をしており、今後、新たに使用料(利用 料金上限)について設定又は改定等を行う にあたっては、設定根拠・理由の明確化を 図るとともに、明文化した文書の保存を徹 底する。

化及び明文化について (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに、 明文化した文書を保存すべきである。

(新産業振興課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望 ましい受益者負担割合を設定するととも 今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底する。

【措置を行わない(平成30年9月19日通知)】

望ましい受益者負担割合の検討については、福岡市ロボスクエア条例が平成29年8月末で廃止され、同施設は閉館したことから、措置が不要となった。

に、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(新産業振興課)

# VI. 博多町家ふるさと館

視点2 受益者負担のあり方

① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について

#### (指摘)

利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、上記各施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。

利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。

条例に定められた利用料金上限額が, 事実上施設の利用料金となる場合,施設 で提供する行政サービスの内容,受益者

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底する。

負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金 上限額を設定する必要がある。また,市 は明確な根拠に基づき利用料金上限額を 設定していることを市民に対し説明する 責任がある。さらに,設定後においても, 利用料金上限額の設定根拠が,その後の 状況に照らして適切かどうか継続的に確 認すべきである。以上から,利用料金上 限額の根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(にぎわい振興課)

② 利用料金に係る減免対象及び減免額の 設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)

利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度(減免規定)を設定していると考えられる。

利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

減免制度(減免規定)は,施設の設置 趣旨,施設で提供する行政サービスの内 容,その他の社会情勢等を鑑みて慎重に 設定する必要がある。また,市は明確な 根拠に基づき減免制度(減免規定)を設 定していることを市民に対し説明する責 任がある。さらに,設定後においても, 減免内容やその設置趣旨が,その後の状

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底する。

況に照らして適切かどうか継続的に確認 すべきである。以上から,減免対象及び 減免額の設定根拠・理由を明確化すると ともに,明文化した文書を保存すべきで ある。

(にぎわい振興課)

③ 利用料金に係る減免対象及び減免額の 開示について

#### (意見)

利用者に対して、施設のホームページ 等において、全ての減免内容が開示され ておらず、公平性及び透明性が担保され ているとはいえない状況にある。

利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。

(にぎわい振興課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

# (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は施設の特性や性格を踏まえ、望ま しい受益者負担割合を設定するととも に、収益及び費用等を適切に把握し、受 益者負担割合を算定することが望まし い。その結果、算定した受益者負担割合 と望ましい受益者負担割合が乖離してい る場合には、原因を把握した上で、使用 料の値上げを含め乖離の解消に向けて検 討することが望まれる。

また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握して

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

ふるさと館HPにて開示するよう指定 管理者に依頼し、「社会科見学等の減免申 請書」をダウンロードできるようにすると ともに、減免申請書に全ての減免の内容及 び減免額を示すこととした。

#### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。 いくことが望ましい。

(まつり振興課)

VII. 福岡市コンベンション施設

視点2 受益者負担のあり方

① 条例等における利用料金及び減免内容 等の設定について(マリンメッセ福岡及 び福岡国際会議場)

### (意見)

過去の包括外部監査において、本施設の設置条例には利用料金の算定方法等は全く規定されていないとの指摘がある。現状においても措置未了であるが、次回の料金改定の時期を目途に条例の改正について検討が行われる予定である。

コンベンション施設の特性を踏まえ柔 軟な料金設定が可能になるように配慮を したうえで、利用料金及び減免内容等の 算定方法や上限枠が明確になるように条 例改正を行うことが望ましい。

(MICE 推進課)

② 望ましい受益者負担割合の検討について(マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場)

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢

【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後新たに使用料(利用料金上限)及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては,利用料金及び減免内容等の算定方法等の明確化を図ることとした。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討している。 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから、今後、定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし い。

(MICE 推進課)

## Ⅷ. 博多座

# 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(文化施設課)

② 使用料に係る減免対象及び減免額の設 定根拠の明確化及び明文化について (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

使用料の各減免対象及び減免額に係る 設定根拠の明確化及び明文化については, 今後,新たに減免について設定又は改定等 を行うにあたり,設定根拠・理由の明確化 また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については, 利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(文化施設課)

③ 利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握について

## (意見)

事業の特性を考慮すると、指定管理者 の経営判断として営業活動の一環で利用 料金の減免が実施されており、その裁量 及び市が減免実績の具体的内容を把握し ていないことについては理解できる。

公の施設であることを踏まえ,指定管理者の裁量に留意しながらも,一定の牽制機能を発揮するため,利用料金に係る減免制度(減免規定)について,基本的

を図るとともに、明文化した文書の保存を 徹底する。

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

利用料金に係る減免に対する基本的枠 組みの把握については、株式会社博多座に 対して、減免とする際の対象及び意志決定 の決裁者について確認を行った。

また,今後,変更となる場合についても, 随時確認することとした。 枠組みを把握することが望ましい。

(文化施設課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。

(文化施設課)

# IX. 福岡市音楽・演劇練習場 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各音楽・演劇練 習場)

### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な

### 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

望ましい受益者負担割合の検討については、博多座では観覧料金と専用使用料がある。

観覧料金については、これまでも観覧者 (受益者) の負担で賄われている。

専用使用料については、財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

使用料の各減免対象及び減免額に係る 設定根拠の明確化及び明文化については, 今後,新たに減免について設定又は改定等 を行うにあたり,設定根拠・理由の明確化 を図るとともに,明文化した文書の保存を 徹底する。 V

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(文化施設課)

② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について(各音楽・演劇練習場)

## (意見)

閲覧した資料により設定根拠・理由の 概略は把握できたが、詳細な使用料の算 定方法等は確認できず、設定根拠が明確 とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化する

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

使用料の設定根拠の明確化及び明文化 については、今後、新たに使用料について 設定又は改定等を行うにあたり、設定根 拠・理由の明確化を図るとともに、明文化 した文書の保存を徹底する。 とともに,明文化した文書を保存することが望ましい。

(文化施設課)

③ 営利目的利用時における減免の見直し について

#### (意見)

使用料の減免規定は、利用用途によって区分が無く、営利目的として利用された場合であっても減免規定の要件に該当する限り減免となってしまう。このため、営利目的と考えられる公演にも減免が適用されていた。

営利目的として利用する場合については、減免の対象とならないように施設の設置条例及び同施行規則を変更することが望ましい。

(文化施設課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。 【措置を行わない (平成 29 年 2 月 3 日通 知)】

入場料を徴収する場合の使用料については,入場料が5,000円以下の催物に対して,音楽・演劇練習場は「10割増したのちに5割減免する」,福岡市民会館は「10割増しをしない」こととして,通常の使用料を徴収している。規定の違いはあるものの,結果は両施設において同じであるため措置を行わない。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

#### (文化施設課)

### X. 福岡市民会館

視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また, 設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず、設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは, 施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な 11

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに、 明文化した文書を保存すべきである。

(文化施設課)

② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (意見)

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

使用料の各減免対象及び減免額に係る 設定根拠の明確化及び明文化については, 今後,新たに使用料及び減免について設定 又は改定等を行うにあたり, 設定根拠・理 由の明確化を図るとともに、明文化した文 書の保存を徹底する。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

使用料の設定根拠の明確化及び明文化 については、今後、新たに使用料について 閲覧した資料により設定根拠・理由の | 設定又は改定等を行うにあたり、設定根 概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

拠・理由の明確化を図るとともに,明文化 した文書の保存を徹底する。

(文化施設課)

# ③ 楽屋の使用料の有料化について (意見)

楽屋の使用料は設定されていない。

近隣施設の状況及び本市の施設で楽屋 料金を徴収している事例があることを踏 まえ、楽屋の使用料を設定することが望 ましい。

(文化施設課)

# ④ 駐車場使用料の有料化について (意見)

市民体育館では駐車場使用料を設定していない。駐車場の有料化について、検討していないとの回答を得た。

周辺環境の状況や費用対効果等を勘案 し、有料化の可能性について検討するこ とが望まれる。

(文化施設課)

# 【措置を行わない (平成 29 年 2 月 3 日通 知)】

市民会館の楽屋の使用料の有料化については、ホール使用料に楽屋使用料も含まれるという見解で長年運営を行っている。

なお,今後新たに使用料について設定又 は改定等を行うにあたっては,設定根拠・ 理由の明確化を図るとともに,明文化した 文書の保存を徹底する。

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

駐車場使用料の有料化については,市民 会館にかわる新たな拠点文化施設の整備 の検討の中で駐車場の在り方についても 検討をしている。

なお,現在の市民会館についても課題を 整理し,費用対効果などを踏まえ検討して いく。

今後,使用料を有料化した場合は,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文

⑤ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離していてを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(文化施設課)

# XI. 福岡市美術館

### 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不 明であった。また、設定根拠・理由を示 す文書は保存されておらず、設定根拠・ 理由を具体的に確かめることはできなか った。これらのことは、施設の設置条例 及び同施行規則に定めた使用料について 重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な 項目であり、施設で提供する行政サービ 化した文書の保存を徹底する。

【措置を行わない(令和7年9月25日通知)】

望ましい受益者負担割合の検討については、福岡市民会館条例が令和7年4月1日で廃止され、同会館は閉館したことから、措置が不要となった。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。

スの内容,受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また,市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに,設定後においても,使用料の設定根拠が,その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から,使用料の根拠・理由を明確化するとともに,明文化した文書を保存すべきである。

(事業管理課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また、設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず、設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは、施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべき

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底する。 である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(事業管理課)

③ 特別決裁による減免内容の条例又は施 行規則への明文化について

#### (意見)

減免の一部の運用について,教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く,内容も様々であり,適用期限を設けていないものも多い。また,特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり,外部に広く公表されているわけではない。

説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検 計の上、長期的に減免するようなものに ついては、条例や施行規則で明文化する ことが望まれる。

(事業管理課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢

【措置済(平成29年2月3日通知)】

福岡市美術館,福岡アジア美術館,福岡 市博物館の3館にて,特別決裁による減免 の基準,条件等の検討を行い,長期的に減 免が必要なものについては施行規則の改 正等により明文化を行う。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから、今後、定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし い。

(事業管理課)

# XII. 福岡アジア美術館

# 視点1 施設の有効活用

① アンケート結果を活用した施設の有効 活用に対する取組みについて

## (意見)

来館者を対象としたアンケートを実施 しているが、アンケート結果は施設の有 効活用に具体的に活かされていない。

今後は、施設が実施したアンケートの 結果を活用し、具体的な取組を実施して いき、施設の有効活用を更に進めていく ことが望まれる。

(運営課)

### 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

# (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定)

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

開館時間、カフェやショップ等の周知についてご提案があった件については、すでに実施している。さらに、フェイスブック等のSNSの活用や増加している外国人来館者向けに多言語による看板の設置などを行った。

その他,カフェやショップについて,魅力的なメニュー・商品を扱う事業者に貸出をするなど,施設の有効活用に努めている。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底する。 は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(運営課)

② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

## (意見)

閲覧した資料により設定根拠・理由の 概略は把握できたが、詳細な使用料の算 定方法等は確認できず、設定根拠が明確 とまでは言い難いものであった。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

(運営課)

③ 特別決裁による減免内容の条例又は施 行規則への明文化について 【措置済(平成29年2月3日通知)】 今後,新たに使用料(利用料金上限)に ついて設定または改定等を行うにあたっ ては,設定根拠・理由の明確化を図るとと

もに, 明文化した文書の保存を徹底する。

【措置済(平成29年2月3日通知)】 福岡市美術館,福岡アジア美術館,福岡

### (意見)

減免の一部の運用について,教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く,内容も様々であり,適用期限を設けていないものも多い。また,特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり,外部に広く公表されているわけではない。

説明責任を担保するため、特別決裁に よる減免内容が現状に照らして適切か検 討の上、長期的に減免するようなものに ついては、条例や施行規則で明文化する ことが望まれる。

(運営課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

# (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離して上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましている。また、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(運営課)

市博物館の3館にて,特別決裁による減免 の基準,条件等の検討を行い,長期的に減 免が必要なものについては施行規則の改 正等により明文化を行う。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

## XIII. 福岡市博物館

#### 視点1 施設の有効活用

① 博物館に係る総合的評価の実施及び評 価結果等の開示について

#### (意見)

博物館に係る総合的な成果の把握及び 評価は実施されていない。

博物館の評価に係る実施体制を整備 し、総合的な成果の把握及び評価を行う ことが望ましい。また, 評価に当たって は入館者数, 利用者の満足度, 収蔵件数 等の定量的評価と併せて, 運営体制, 来 館者サービスの質等に対する定性的評価 を検討することが望ましい。

(運営課)

## 【措置済(令和元年9月20日通知)】

博物館では,「福岡市博物館リニュー アル基本計画(平成23年4月策定)」に ある「博物館の使命」「博物館の活動方 針」に基づき活動を行っているが、包括 外部監査の意見を踏まえ、平成28年度 から順次改善に取り組んだ。その成果に ついては,「館議」において,事業進捗 や館運営の面から、逐次、入場者数の把 握と内部点検を行うとともに, 博物館法 に規定された「博物館協議会」において、 教育関係者・学識経験者, 地域住民等に よる外部評価を受けている。また、学識 経験者からなる「博物館資料収集委員 会」を開催し、資料収集活動に係る評価 を受けている。

定量的評価項目である入館者数,企画 展や講演会等の開催回数, 運営体制等に ついては「年報」として取り纏め、滞り を解消し、平成31年3月の「博物館協 議会」等に示し、外部評価を頂いている。

また, 定性的な項目としては, 資料の 収集,保存·活用,調查·研究,普及啓 発について,毎年「収蔵品目録」「研究 紀要」「博物館だより」等を刊行し、市 ホームページで開示するとともに、平成 28 年度から一部変更して展覧会来場者 へのアンケート調査を行い、利用者の満 足度等, データ収集に努めている。

評価結果については、「博物館協議会」 議事録を市ホームページで開示してい

# ② 設備ごとの稼働率の把握について (意見)

ら使用料を徴収する設備の他, 読書室,

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

博物館の講座室, 講堂等, 読書室, 多目 博物館には講座室、講堂等の利用者か | 的研修室等について稼働率を把握し、今後 の施設のあり方や有効活用を検討中であ 多目的研修室等の無料設備があるが,これらについて稼働率の把握はされていない。

今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として,現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考えられる。このため,設備ごとの利用者数及び利用率を把握することが望ましい。

(管理課)

③ 収蔵ペースの確保に係る具体的な検討の実施について

### (意見)

現地調査,博物館収蔵庫現況調査委託 報告書の閲覧及び市への質問を通じて, 収蔵スペースが不足状態にあると考え る。

このため、収蔵スペースの必要性、増設等新たな収蔵スペースの確保手法、今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について、検討を行うことが望まれる。

(管理課)

# 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不 明であった。また、設定根拠・理由を示 す文書は保存されておらず、設定根拠・ 理由を具体的に確かめることはできなか った。これらのことは、施設の設置条例 及び同施行規則に定めた使用料について 重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な 項目であり、施設で提供する行政サービ スの内容、受益者負担のあり方等を鑑み る。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

収蔵スペースの必要性, 増設等新たな収蔵スペースの確保手法, 今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について, 検討中である。

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。

て慎重に設定する必要がある。また,市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに,設定後においても,使用料の設定根拠が,その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から,使用料の根拠・理由を明確化するとともに明文化した文書を保存すべきである。

(管理課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

## (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。

このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきであ

#### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底する。 る。以上から,減免対象及び減免額の設 定根拠・理由を明確化するとともに,明 文化した文書を保存すべきである。

(管理課)

③ 特別決裁による減免内容の条例又は施 行規則への明文化について

#### (意見)

減免の一部の運用について,教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く,内容も様々であり,適用期限を設けていないものも多い。また,特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり,外部に広く公表されているわけではない。

説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検 討の上、長期的に減免するようなものに ついては、条例や施行規則で明文化する ことが望まれる。

(管理課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

福岡市美術館,福岡アジア美術館,福岡 市博物館の3館にて,特別決裁による減免 の基準,条件等の検討を行い,長期的に減 免が必要なものについては施行規則の改 正等により明文化を行う。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから、今後、定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし い。

(運営課)

XIV. 福岡市赤煉瓦文化館

視点1 施設の有効活用

① 適切な金庫内の管理について

## (指摘)

金庫内を調査したところ,多数の印鑑 及び受託会社職員の個人現金が保管され ていた。また,これらについて市は実態 を把握していなかった。

これらの検出事項は、不正等のリスクを生じさせかねない。このため、市は受託会社に対して適切な業務執行を指導すべきである。

(文化財保護課)

② 地階事務室の入居団体に係る適切な取扱い等について

### (意見)

赤煉瓦文化館の地階の倉庫一室を、民間団体に事務室として行政財産の目的外 使用許可している。

土地使用料の全額免除について根拠が 不明瞭である。土地使用料の影響額が大 きいことも踏まえ、減免の根拠をより具 体的に明確化することが望ましい。

また,入居当初から12年が経過しており,長期にわたり使用許可する根拠が不明確である。他に同様の団体がいないか,長期にわたることの妥当性等を検討し,その結果を明確化することが望ましい。

(文化財活用課)

【措置済(平成29年2月3日通知)】

受託会社に適切に管理するよう,指導を行った。

【措置済(平成30年9月19日通知)】

平成30年度は、入居団体から土地使用料を徴収した。

入居団体と協議の結果,施設から退去することで合意。平成30年度は4月1日から14日までの目的外使用許可を行い,すでに退去済み。

当該地下の倉庫の一室は今後倉庫として利用することとしており,他団体への貸出などの予定はない。

視点2 受益者負担のあり方

【措置済(平成29年2月3日通知)】

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また、設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず、設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは、施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに,減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(文化財保護課)

② 望ましい受益者負担割合の検討について

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底する。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】 財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者 ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離していての値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましている場合には、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

(文化財活用課)

### (5)農林水産局

# I. 福岡市油山市民の森 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきであ

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

る。以上から,使用料の根拠・理由を明 確化するとともに,明文化した文書を保 存すべきである。

(農業政策課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については, 利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また, 市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(農業政策課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について

(意見)

【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】 財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会

施設における受益者負担割合を試算し たところ, 監査人が考える望ましい受益 者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望 ましい受益者負担割合を設定するととも に、収益及び費用等を適切に把握し、受 益者負担割合を算定することが望まし い。その結果, 算定した受益者負担割合 と望ましい受益者負担割合が乖離してい る場合には,原因を把握した上で,使用 料の値上げを含め乖離の解消に向けて検 討することが望まれる。また, 社会情勢 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから, 今後, 定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし 11

(政策企画課)

【措置済(平成29年2月3日通知)】

経済情勢の変化なども十分に踏まえなが

ら、検討している。

今後,新たに使用料について設定又は改 定等を行うにあたっては、設定根拠・理由 の明確化を図るとともに, 明文化した文書 の保存を徹底することとし,この方針につ いて全庁的に確認し、共有した。

## Ⅱ. 花畑園芸公園

視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不 明であった。また、設定根拠・理由を示 す文書は保存されておらず, 設定根拠・ 理由を具体的に確かめることはできなか った。これらのことは、施設の設置条例 及び同施行規則に定めた使用料について 重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な 項目であり, 施設で提供する行政サービ スの内容, 受益者負担のあり方等を鑑み て慎重に設定する必要がある。また, 市 は明確な根拠に基づき使用料を設定して いることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、使用料 の設定根拠が、その後の状況に照らして 適切かどうか継続的に確認すべきであ る。以上から、使用料の根拠・理由を明 確化するとともに、明文化した文書を保 存すべきである。

(農業政策課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については, 利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は,施設の設置趣旨,施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から、減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(農業政策課)

# 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 ③ 望ましい受益者負担割合の検討について

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合が乖離して受益者負担割合が乖離した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(農業振興課)

## Ⅲ. 福岡市市民リフレッシュ農園

① 施設の更なる有効活用方策の検討について(各市民リフレッシュ農園)

#### (意見)

体験農園(貸し農園)については、今 津リフレッシュ農園で空き区画が発生し ている。広報活動の強化や利便性向上を 図ることによって空き区画の解消に向け た方策を検討及び実施することが望まれ る。

研修室については年間利用件数が少ない。施設の有効活用の観点から、施設の 設置趣旨に沿った利用促進方策の検討及 び実施が望まれる。

(農業政策課)

## 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討している。

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今津リフレッシュ農園については、HPの充実と活用により施設の魅力をアピールするとともに、空き区画情報を提供し区画利用の促進を図る等積極的なPRを行うこととしている。

また,利用者の意見を聴取し,利便性を 向上させる取り組みについても検討を進 めている。

さらに、各研修室についても、当該施設 において研修室が利用できるとの認識が 広がっていないことから、HPの充実と活 用により研修室の利用促進を図る等積極 的なPRを行うこととしている。

## 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民リフレッシュ農園)

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(農業政策課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各市民リフレッ シュ農園)

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 11

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに,減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は,施設の設置趣旨,施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに、 明文化した文書を保存すべきである。

(農業政策課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について(各市民リフレッシュ農園)

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合と

# 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討している。 の乖離状況を把握していくことが望まし い。

(農業振興課)

# IV. 福岡市田園スポーツ広場

## 視点1 施設の有効活用

① 施設の有効活用方策及び施設のあり方 に関する抜本的な検討について(各田園 スポーツ広場)

### (意見)

利用状況を鑑みると、有効に活用されている状態にあるとは言い難い。 土日祝日の更なる利用促進を図るとともに、現状では極めて利用率の低い平日の利用も促進する方策を検討及び実施することが望まれる。

また、中長期的には今後も市の事業と して継続していくことが妥当であるか地 権者へ土地を返還することも含め抜本的 な検討を行うことが望まれる。

(農業政策課)

## 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について(各田園スポーツ広場)

### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定して

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

利用促進については、他のスポーツ施設 と同様、HPの充実等を通じてさらなる周 知を図り利用向上に努める。

今後の事業継続については、現在も一定 のニーズがあり、今後もスポーツ施設とし て必要であると考えている。今後も地権者 の意向も踏まえながら、適切な広場のあり 方について検討していく。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,共有した。

いることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(農業政策課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各田園スポーツ 広場)

### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 明文化した文書を保存すべきである。

(農業政策課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について(各田園スポーツ広場)

## (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離していてきめ乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(政策企画課)

## 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

## V. 福岡市農村センター

視点1福岡市農村センターの廃止について

① 廃止決定に至るまでの期間及び今後の 方針の速やかな決定について

### (意見)

平成27年度末に閉館されるが,過去の利用状況,運営内容等を考慮すると設置目的の再構築や早期の廃止を検討すべきであった可能性もある。

今後,設置目的と運営内容が合致しない等が生じた施設については,施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に検討することが望ましい。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,設置目的と運営内容が合致しない 等が生じた施設については,施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に 検討していくこととした。

農村センター廃止後の施設の有効活用 については、跡地を貸付することとし、平 成28年11月から貸付者の公募を実施する こととしている。 なお、農村センター廃止後の施設の有 効活用については、跡地の貸付または売 却を検討する予定であり、速やかにその 後の有効活用に係る方針の決定及び実施 が望まれる。

(農業政策課)

## VI. 油山牧場·脊振牧場

## 視点1 施設の有効活用

① 施設の老朽化及び計画的な対応について(各牧場)

## (意見)

現地調査等の結果,複数の修繕等が必要な設備が発見された。これらは,施設利用に支障を来すとともに,危険を伴う可能性もある。

危険性等の緊急度が高い箇所から修繕 する等優先順位を明確にした上で、計画 的に対応することが望ましい。

(農業振興課)

### 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各牧場)

### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定)

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

従来より、修繕等による施設の維持に努めているが、今回の意見を受け、再度指定管理者と合同で施設の修繕箇所の確認を行い、平成28年度から緊急度に応じて計画的に修繕を行っている。

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(農業振興課)

② 望ましい受益者負担割合の検討について(各牧場)

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合が乖離して受益者負担割合が非難した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましていくことが望ましい。

(政策企画課)

VII. 福岡市海づり公園 視点1 施設の有効活用 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえながら、検討している。

【措置済(平成29年2月3日通知)】 従来より修繕等による施設の維持に努 ① 施設の老朽化及び計画的な対応について

## (意見)

現地調査の結果、複数の腐食箇所が見られた。これらは修繕を検討すべき箇所と考えられる。

危険性等の緊急度が高い箇所から計画 的に対応することが望ましい。

(漁港課)

管理者と合同で施設の腐食箇所の確認を 行い,平成28年度から緊急度に応じて計 画的に修繕を行っている。

めているが、今回の意見を受け、再度指定

### 視点2 受益者負担のあり方

① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について

## (指摘)

利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、本施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。

利用料金上限額の具体的な設定根拠・ 理由は不明であった。また、設定根拠・ 理由を示す文書は保存されておらず、設 定根拠・理由を具体的に確かめることは できなかった。これらのことは、施設の 設置条例に定めた利用料金上限額につい て重要な不備があると言わざるを得ない

条例に定められた利用料金上限額が, 事実上施設の利用料金となる場合,施設 で提供する行政サービスの内容,受益者 負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金 上限額を設定する必要がある。また,市 は明確な根拠に基づき利用料金上限額を 設定していることを市民に対し説明する 責任がある。さらに,設定後においても,

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに利用料金上限について設定 又は改定等を行うにあたっては,設定根 拠・理由の明確化を図るとともに,明文化 した文書の保存を徹底することとし,この 方針について全庁的に確認し,共有した。 利用料金上限額の設定根拠が、その後の 状況に照らして適切かどうか継続的に確 認すべきである。以上から、利用料金上 限額の根拠・理由を明確化するとともに、 明文化した文書を保存すべきである。

(漁港課)

② 利用料金に係る減免対象及び減免額の 設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)

利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度(減免規定)を設定していると考えられる。

利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

減免制度(減免規定)は、施設の設置 趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に 設定する必要がある。また、市は明確な 根拠に基づき減免制度(減免規定)を設 定していることを市民に対し説明する責 任がある。さらに、設定後においても、 減免内容やその設置趣旨が、その後の状 況に照らして適切かどうか継続的に確認 すべきである。以上から、減免対象及び 減免額の設定根拠・理由を明確化すると ともに、明文化した文書を保存すべきで ある。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。

### (漁港課)

③ 利用料金に係る減免対象及び減免額の 開示について

### (意見)

利用者に対して、施設のホームページ 等において、全ての減免内容が開示され ておらず、公平性及び透明性が担保され ているとはいえない状況にある。

利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。

(漁港課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離して、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましていくことが望ましい。

(漁港課)

(6)住宅都市局

I. 福岡市公園等

視点1 施設の有効活用

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

施設のホームページ等に一部掲載漏れ のあった減免対象及び減免額について,掲 載を行った。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

【措置済(平成30年2月14日通知)】

修繕等が必要な設備については,順次改 修等を行っており,使用が制限されている ① 施設の老朽化及び早急な対応等について(福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター)

### (意見1)

現地調査を実施した友泉亭公園,東平 尾公園及び雁の巣レクリエーションセン ターにおいて,多くの修繕等が必要な設 備が発見された。

これらについて、早急に修繕等の対応 を講じることが望ましい。

## (意見 2)

友泉亭公園の中門や月見櫓, 東平尾公園のセンターコート特別室, 大谷広場の 遊具, 噴水の使用が制限されている。

これらは,施設を利用できない以上, 施設の有効活用に支障があると考えられる。

このため、できる限り修繕等を行い施設を利用できるよう措置することが望ましい。また、利用できない設備の中には、使用料を徴収できるものが含まれているため、適切な修繕等を行い施設利用者の増加や使用料の増加に繋げることが望ましい。

(みどり運営課)

② 未利用箇所の有効活用について(福岡市 公園及び福岡市雁の巣レクリエーション センター)

## (意見)

現地調査を実施した東平尾公園及び雁 の巣レクリエーションセンターにて,未 利用箇所が見受けられた。

未利用箇所については,実質的に遊休 状態にあると言わざるを得ないため,市 は,改修や整地等を行うことでフリース ペースとして開放すること等を検討する 施設についても, 友泉亭公園の月見櫓を平成 28 年 10 月に改修, 他の施設も順次改修 等を行うこととした。

## 【措置済(平成30年9月19日通知)】

東平尾公園の未利用箇所については、一部を会議室にすることとしており、今年度改修工事を実施する。また、雁の巣レクリエーションセンターの未利用箇所の開放については、当該箇所が国有地であるため、国と継続して協議・検討を行い、施設の利用状況等を考慮しながら計画的な整備に努めることとした。

ことが望ましい。

(みどり運営課)

### 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について(各公園等)

#### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(みどり運営課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各公園等)

## (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとする。

【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとする。 て重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(みどり管理課)

③ 使用料の運用と規定の乖離解消について(アイランドシティ中央公園)

### (指摘)

体験学習施設では、福岡市公園条例施 行規則別表第4において、小人は50円の 使用料が発生するとされている。しかし、 実際の運用では3歳以下の施設使用料は 徴収されていない。

市は、3歳以下の施設使用料に対する 方針を明確にし、無料とする場合には福 岡市公園条例に規定すべきである

(みどり運営課)

④ 使用料等の減免対象事由の再確認等に ついて(友泉亭公園)

#### (意見)

現地調査を実施したところ,指定管理者が一部の減免対象事由について認識を

【措置済(平成30年9月19日通知)】

体験学習施設の施設使用料については, 他の類似の市有施設との均衡を踏まえ,小 学校入学前の小人について全額免除とす る方針決定を行った。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

【措置済(平成29年2月3日通知)】 減免対象事由については、認識に誤解の ないよう指定管理者に説明し周知徹底を 図った。 誤っていた。

減免対象事由について指定管理者との 間で認識に誤解のないようにすることが 望ましい。

(みどり管理課)

⑤ 公園占使用料等減免要綱における雁の 巣レクリエーションセンターの取扱いの 明確化について(雁の巣レクリエーショ ンセンター)

### (意見)

雁の巣レクリエーションセンターは 「公園占使用料等減免要綱」の「公園」 の定義に当てはまらないにもかかわら ず、減免規定の具体的な運用は同要綱に 基づき行われており、福岡市雁の巣レク リエーションセンター条例と実際の運用 に乖離が生じていると言わざるを得な

雁の巣レクリエーションセンター条例 についても「公園占使用料等減免要綱」 の対象になることを明確化する等必要な 対応が望まれる。

(みどり運営課)

⑥ 望ましい受益者負担割合の検討につい て(各公園等)

#### (意見)

施設における受益者負担割合を試算し たところ, 監査人が考える望ましい受益 者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望 ましい受益者負担割合を設定するととも に、収益及び費用等を適切に把握し、受 益者負担割合を算定することが望まし い。その結果,算定した受益者負担割合 と望ましい受益者負担割合が乖離してい 【措置済(平成30年9月19日通知)】

雁の巣レクリエーションセンター使用 料の減免の取扱いについては、「福岡市雁 の巣レクリエーションセンター使用料等 減免要綱」を策定した。(平成30年1月1 日施行)

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用 料・減免に関する統一的な基準(ガイドラ イン) の策定に向け、第三者委員会を設 置・開催したが、新型コロナの流行により、 多くの市民利用施設の利用者数や管理運 営経費に大きな影響が生じたため、第三者 委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 る場合には、原因を把握した上で、使用┃情勢の変化なども十分に踏まえながら、検

料の値上げを含め乖離の解消に向けて検し討している。 討することが望まれる。また, 社会情勢 や施設に係る費用等の変化が考えられる ことから, 今後, 定期的に受益者負担割 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし V)

(みどり運営課)

### Ⅱ. 福岡市立霊園

## 視点1 施設の有効活用

① 指定管理者制度の採用について(各霊 園)

## (意見)

霊園について, 更なる施設の有効活用 を推進するため指定管理者制度の導入を 検討することが望まれる。指定管理者制 度とは公の施設の管理に民間の知見を活 用しながら, 市民サービスの向上を図る ことを目的とする制度である。指定管理 者制度の採用により、民間の発想を取り 入れることで、利用者に対するサービス 向上が期待できると考えられる。

(みどり運営課)

② 墓所の利用状況の把握及び不要墓所の 返還について(各霊園)

#### (意見)

利用者から墓所を返還してもらうべき 区画があると考えられるが, 現在のとこ ろ利用許可中の墓所について, 利用者が 返還すべき状況にあるかは網羅的に把握 されていない。

利用者に墓所の利用状況に係るアンケ ート等を実施し、返還意向の有無を網羅 的かつ定期的に把握するとともに,不用 墓所については返還を求めること等が望 まれる。

## 【措置済(令和元年9月20日通知)】

平成31年3月議会で福岡市立霊園条例 を改正し、令和2年度から指定管理者制度 を導入することとした。

## 【措置済(平成30年2月14日通知)】

平成29年4月から,毎年,管理料納入 通知書を霊園の全利用者へ送付する際に, 墓所が不用になった場合の手続きを同封 の文書により告知し,返還意向を確認する ようにした。

## (みどり運営課)

③ 未建立墓地区画総数の把握及び未建立 墓地区画に係る利用取消の検討について (各霊園)

#### (意見)

未建立墓地区画は利用者による管理が 不十分になる可能性が高い。

未建立の状況を詳細に把握するとともに、未建立墓地区画が発生している原因を分析するとともに、利用者に更なる管理徹底を依頼する等の対策を実施することが望ましい。また、3年以上未建立である区画について今後も利用が望めない場合等においては、利用許可を取消し、新たな募集を検討することが望ましい。(みどり運営課)

## 【措置済(平成30年2月14日通知)】

平成28年11月に未建立墓地区画の実態 調査を行い,対象墓地区画の総数を把握し たところ,全霊園合計で90区画であった。

未建立墓地については、その多くが平成 13年から平成16年にかけて西部霊園、三 日月山霊園で新規募集を行った利用地で あった。

平成28年12月に,対象墓地区画の全利用者へ,早期に墓碑を建立するよう指導文書を送付し,墓所の適正管理を依頼するとともに,今後,墓所利用の予定がない場合には,墓所返還を行うよう告知を行い,平成29年4月末までに4件の墓所返還,3件の墓碑建立がなされた。

利用者の事情により、早期の建立ができない墓地区画については、今後の利用の有無と建立予定の時期を届け出るよう指導を行った。

今後も各墓所について、継続して状況を 把握し、利用の予定がなくなった場合は、 利用者に墓所返還を促すこととする。

### 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各霊園)

## (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとする。

本来使用料については, 利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は,施設の設置趣旨,施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また, 市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(みどり管理課)

② 条例等における減免金額の明文化について

### (意見)

施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。

減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。

(みどり運営課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について(全霊園)

【措置済(平成30年9月19日通知)】 平成30年4月1日に霊園条例施行規則 を改正し、減免金額を明記した。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】 財政局において、市民利用施設の使用

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。

(みどり運営課)

料・減免に関する統一的な基準 (ガイドライン) の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

## Ⅲ. 南公園

### 視点1 施設の有効活用

① 動植物園に係る総合的評価の実施及び 評価結果等の開示について

### (意見)

動植物園に係る総合的な評価は実施されていない。

動植物園の評価に係る実施体制を整備 し、総合的な成果の把握及び評価を行う ことが望ましい。また、評価に当たって は入園者数、利用者の満足度、繁殖等の 実績等の定量的評価と併せて、運営体制、 来館者サービスの質等に対する定性的評 価を検討することが望ましい。

(動物園・植物園)

② 管理業務委託に係る一体委託の検討等 について

(意見)

## 【措置済(平成30年2月14日通知)】

動植物園では、入園者数、繁殖実績、動植物ガイド・講座等の実施状況などの定量的評価に加え、継続的に実施している来園者サービスに関するアンケート調査の意見欄などを活用した定性的評価を行うことで、総合的評価を実施することとした。

【措置済(平成29年2月3日通知)】 平成28年度は、これまで一括して行ってきた動物園、植物園の券売・案内窓口、

夜間警備等業務委託,清掃業務委託等 については,動物園と植物園の両所管部 署で個別に業務委託が実施されていた。

これらの業務委託について一体委託の 検討を行うことが望ましい。また,これ ら以外にも動物園と植物園で一体として 実施できる業務がないか検討を行い、効 率性及び経済性の観点から可能な限り一 体として運営することが望ましい。

(動物園・植物園)

駐車場等の動植物園管理業務委託に加え, 植栽管理業務の一体委託を行った。

今後も,動物園と植物園の施設特性,業 務内容等を検証し,一体化による効果が見 込める業務の整理を行い, 運営の効率化を 図っていく。

## 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について

### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明 であった。また、設定根拠・理由を示す 文書は保存されておらず、設定根拠・理 由を具体的に確かめることはできなかっ た。これらのことは、施設の設置条例及 び同施行規則に定めた使用料について重 要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な 項目であり, 施設で提供する行政サービ スの内容, 受益者負担のあり方等を鑑み て慎重に設定する必要がある。また, 市 いることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、使用料 の設定根拠が、その後の状況に照らして 適切かどうか継続的に確認すべきであ る。以上から,使用料の根拠・理由を明 確化するとともに、明文化した文書を保 存すべきである。

(動物園・植物園)

は明確な根拠に基づき使用料を設定して

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確

化及び明文化について

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)に ついて設定又は改定等を行うにあたって は、設定根拠・理由の明確化を図るととも に, 明文化した文書の保存を徹底すること とする。

【措置済(平成29年2月3日通知)】 今後,新たに減免について設定又は改定

#### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また, 設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず, 設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは、施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な 11

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに,減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容、市の財政状況、その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(動物園・植物園)

③ 望ましい受益者負担割合の検討につい 7

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算し たところ, 監査人が考える望ましい受益 者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望 ましい受益者負担割合を設定するととも に、収益及び費用等を適切に把握し、受 │ 的に行うこととしており、その状況を踏ま

等を行うにあたっては, 設定根拠・理由の 明確化を図るとともに, 明文化した文書の 保存を徹底することとする。

## 【措置済(平成30年9月19日通知)】

平成27年度に、動植物園の役割、動植 物園再生事業計画, 入園者の状況, 経営状 況,今後の収支状況等を踏まえ入園料の検 討を行い、平成28年6月に入園料の改定 を行った。

今後も,福岡市の公の施設における受益 者負担のあり方についての検討等を全市 益者負担割合を算定することが望ましい。その結果,算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には,原因を把握した上で,使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また,社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから,今後,定期的に受益者負担割合を算定し,望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

えながら対応していくこととした。

(動物園・植物園)

### (7)道路下水道局

## I. 福岡市営駐車場

## 視点1 施設の有効活用

① 施設のあり方の検討等について(市営大 橋駐車場)

#### (意見)

当初の設置目的が現状においても引き 続き達成されているとまではいえない状 況にある。

周辺環境及び利用者の利用状況等の実態を踏まえ市営大橋駐車場のあり方を検討し、市が引き続き維持管理及び運営を 実施していく意義を有するか検討することが望まれる。

(駐車場施設課)

② 施設の老朽化及び早急な対応について (市営大橋駐車場)

### (意見)

現地調査を実施した結果、雨漏り、外壁の亀裂及び剥落等が見られた。

外壁の亀裂及び剥落箇所については, 今後老朽化が進めば更なる剥落が発生す る可能性があり,外壁直下の歩道の安全 性を確保するためにも,定期的な点検や

## 【措置済(平成30年2月14日通知)】

施設のあり方については、利用状況、周 辺民間駐車場の整備状況、市営駐車場とし ての資産や今後の維持改修費用などにつ いて整理したうえで、検討していくことと した。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今回の意見を踏まえ、剥落の危険性が高いと判断した箇所を優先して外壁の改修に着手しており、平成31年度までに完了する見込みである。

補修が望まれる。

(駐車場施設課)

## 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について(市営築港駐車場, 市営大橋駐車 場)

### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(駐車場施設課)

② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各市営駐車場) (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとする。

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後新たに減免対象及び減免額の設定 又は改定を行うにあたっては設定根拠・理 由の明確化を図るとともに,明文化した文 書の保存を徹底する。 則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は,施設の設置趣旨,施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(駐車場施設課)

③ 社会実験の終期設定等について(市営大橋駐車場)

## (指摘)

社会実験の終期設定等について, 適切 な決裁等の事務手続がされていない。

したがって,市は社会実験について期間(終期)を定めるとともに,実験終了後には結果の分析及び評価を行った上で,本格実施に移行し条例等の改正を行うか,本格実施には移行しないという判断の方向性を明確にすべきである。

(駐車場施設課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について(各市営駐車場)

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算し

## 【措置済(平成30年9月19日通知)】

社会実験において一定の効果が認められたことから、本格実施へ移行するための規則改正等を行い、平成30年4月1日から施行している。

【措置済(令和元年9月20日通知)】

市営駐車場は、施設の特性や性格から、 付近の駐車料金に比して著しく均衡を失 しないことが必要なため、平成30年度に たところ、監査人が考える望ましい受益 者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。

(駐車場施設課)

Ⅱ. 市営バスターミナル(藤崎バスターミナル)

## 視点1 施設の有効活用

① 施設設置目的の再設定及び目的に即した成果指標の設定について

## (意見)

施設の設置目的について,時代の状況 等の影響により施設設置当初の目的から 少なからず変化しているため,施設のあ り方を再検討し,現状に即した目的を再 設定することが望まれる。

また,再設定した施設の設置目的に沿って成果指標を設定するとともに,事業 実施後に成果指標に対する成果を把握及 び評価し,施設が設置目的に照らして有 効活用されているか検討することが望ま れる。

(駐車場施設課)

視点2 受益者負担のあり方

① 望ましい受益者負担割合の検討につい

周辺駐車場の料金調査を行い、令和元年 10月の消費税率の引上げに合わせて駐車 料金の額を改める等の条例改正を平成31 年3月に行った。

また,今後の料金収入を含めた施設管理 や経営手法等を検討するため,同月,外部 有識者や市民団体の代表者で構成される 検討委員会を設置し,経営計画を令和2年 度までに策定することとした。

【措置済(平成30年9月19日通知)】

藤崎バスターミナルについては、平成29年度に調査を行い、利用実態を把握した。平成30年度からは、バス事業者等との協議を実施しながら、施設の必要性や道路交通事情等を踏まえた施設のあり方について、検討を進めている。

【措置済(令和元年9月20日通知)】 市営藤崎バス乗継ターミナルは,施設の 7

## (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。

(駐車場施設課)

特性や性格を踏まえ、平成31年3月、外部有識者や市民団体の代表者で構成される検討委員会を設置し、今後の料金収入を含めた施設管理や経営手法等を検討することとした。

# Ⅲ.福岡市自転車駐車場

## 視点1 施設の有効活用

① 利用率 20%未満の自転車駐車場の利用 促進策等の検討について(各自転車場)

### (意見)

自転車駐車場のうち利用率が低いもの があると考えられる。

利用率が低い水準にある施設について は,原因分析を行った上で,取組むべき 解決策を検討することが望ましい。

(自転車課)

### 【措置済(平成30年9月19日通知)】

自転車駐車場への案内誘導等による利用率の向上や収容台数の見直しなどにより,全ての自転車駐車場が利用率 20%を超える見込みとなった。

## 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化 について(各自転車駐車場)

### (指摘)

使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとし,この方針について全庁的に確認し,

す文書は保存されておらず、設定根拠・ 理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例 及び同施行規則に定めた使用料について 重要な不備があると言わざるを得ない。

使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(自転車課)

② 弾力的な駐車料金の設定に関する検討 について(各自転車駐車場)

## (意見)

施設ごとに有する特性が異なれば、それに応じて施設ごとの利用者ニーズの有無も異なるといえる。しかし、一部の例外を除いて市内の自転車駐車場の駐車場金は一律に設定されている。

施設ごとに存在する特性や利用者ニーズを分類し、その分類に従った弾力的な料金設定を検討することが望まれる。

(自転車課)

共有した。

【措置を行わない(令和3年3月23日通知)】

自転車駐車場には設置形態により「路上」と「施設型」があり、路上については料金精算の簡便さや運営コスト抑制のため、駐車料金を100円としていることから、受ける便益が相応である施設型も基本的に駐車料金は同額が妥当と考えている。

利用者ニーズに応じた対応としては,商業施設が集積している都心部において,短時間の滞在者が多く,自転車の放置を防止する観点から,3時間無料を導入している。

また、深夜も利用される特性がある博多駅周辺、中洲地区、天神地区の自転車駐車場の一部において、終日開場している。 以上から、利用者ニーズに応じた対応を行っているところである。 ③ 一時利用料金と定期利用料金の関係について(天神自転車駐車場)

## (意見)

現状の天神自転車駐車場における料金 設定について、一時利用料金は、1日(1回)50円であるため、1か月に30回利用 すると1,500円となるが、1か月定期利 用料金(一般・共通定期乗車券以外)は 1,900円であり、一時利用料金で利用し たほうが400円安いことになる。このように、一般的な一時利用料金と定期利用 料金とは異なる関係性になっているため、利用者の誤解を招きかねない料金設 定であると考える。

可能な限り利用者に誤解を与えない料金設定のあり方を検討することが望まれる。

(自転車課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について(各自転車駐車場)

(意見1: 博多区, きらめき通り, 城南区, 早良区)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割

## 【措置済(令和7年9月25日通知)】

令和7年5月1日に天神自転車駐車場 の一時利用料金を他の市営自転車駐車場 と同額の100円に改定したことにより、利 用者の誤解を招きかねない料金設定は解 消した。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。 合を算定し、望ましい受益者負担割合と の乖離状況を把握していくことが望まし い。

(意見2:博多駅地区,清流公園自転車駐車場,中央区,天神地区,南区,西区)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を上回る結果となった。

ただし,目標とする受益者負担割合は 設定していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。

(自転車課)

## (8)港湾局

I. 福岡市営渡船

視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

## (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料の減免の設定又は改定等を行う場合は,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとした。

政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また, 市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに, 設定後においても, 減免内 容やその設置趣旨が, その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から, 減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(客船事務所)

② 条例等における減免額の明文化について

### (意見)

施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。

減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。

(客船事務所)

③ 特別決裁による減免内容の条例又は施 行規則への明文化について

#### (意見)

減免の一部の運用について,特別決裁 により減免内容を決定している。特別決 裁を受けた減免は数も多く,内容も様々 であり,適用期限を設けていないものも 【措置済(令和7年9月25日通知)】

令和7年度に福岡市営渡船条例施行規 則を改正し、減免金額を明文化した。

### 【措置済(令和7年9月25日通知)】

令和7年度に福岡市営渡船条例施行規 則を改正し、減免内容及び減免率を明文化 した。 多い。また、特別決裁の詳細な内容及び 減免根拠は市の内部文書であり、外部に 広く公表されているわけではない。

説明責任を担保するため、特別決裁に よる減免内容が現状に照らして適切か検 討の上、長期的に減免するようなものに ついては、条例や施行規則で明文化する ことが望まれる。

(客船事務所)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

## (意見1:観光目的用)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合が乖離して受益者負担割合が乖離した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

### (意見2:島民のための交通インフラ)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を上回る結果となった。

ただし、目標とする受益者負担割合は 設定していない等であった。

市は,本施設の特性や性格を踏まえ,

## 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえながら、検討していく。 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。

(客船事務所)

### Ⅱ. 福岡市海浜公園

## 視点2 受益者負担のあり方

① 使用料及び利用料金に係る減免対象及 び減免額の設定根拠の明確化及び明文化 について(各海浜公園)

## (指摘)

利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度(減免規定)を設定していると考えられる。

使用料及び利用料金の各減免対象及び 減免額に係る具体的な設定根拠・理由は 不明であった。

また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

減免制度(減免規定)は、施設の設置 趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に 設定する必要がある。また、市は明確な 根拠に基づき減免制度(減免規定)を設 定していることを市民に対し説明する責 任がある。さらに、設定後においても、 減免内容やその設置趣旨が、その後の状 況に照らして適切かどうか継続的に確認 すべきである。以上から、減免対象及び

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとした。 減免額の設定根拠・理由を明確化すると ともに、明文化した文書を保存すべきで ある。

(港営課)

② 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について(各海浜公園)

### (意見)

閲覧した文書により設定根拠・理由の 概略は把握できたが,利用料金上限額の 設定根拠が明確とまではいえない。

条例に定められた利用料金上限額が, 事実上施設の利用料金となる場合,施設 で提供する行政サービスの内容,受益者 負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金 上限額を設定する必要がある。また,市 は明確な根拠に基づき利用料金上限額を 設定していることを市民に対し説明する 責任がある。さらに,設定後においても, 利用料金上限額の設定根拠が,その後の 状況に照らして適切かどうか継続的に確 認すべきである。以上から,利用料金上 限額の根拠・理由は概略では足りず具体 的な内容を明確化するとともに,明文化 した文書を保存することが望ましい。

(港営課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について(各海浜公園)

## (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は,本施設の特性や性格を踏まえ,

【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとした。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討していく。 望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(港湾管理課)

Ⅲ. 福岡市ヨットハーバー

視点2 受益者負担のあり方

① 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について

## (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また、設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず、設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは、施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべき

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとした。 である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(港営課)

② 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について

### (指摘)

利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。ただし、上記各施設では指定管理に関する業務仕様書において条例、規則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度(減免規定)を設定すべきであると考えられる。

しかし、市は、利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。

そのため、利用料金に係る減免の減免 対象及び減免額について減免の根拠・理 由を明確にした上でルール化を行う必要 がある。また、透明性を担保する観点か ら、減免対象及び減免額については施設 のホームページ等において開示すること が望まれる。

(港湾管理課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

【措置済(令和3年10月1日通知)】

監査指摘を踏まえ,利用料金に係る減免 対象,減免額,根拠,理由等を整理し,令 和3年4月に「事務取扱」を作成し,指定 管理者における取扱いを明確にした。

【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討していく。 市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合が乖離して受益者負担割合が乖離した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましい受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(港湾管理課)

## Ⅳ. 博多港国際ターミナル

## 視点1 施設の有効活用

① 設備の有効活用方策等の検討について (意見)

貸館設備及び占用許可の対象設備について、日別単位や稼働時間単位の稼働率等具体的な稼働状況が分かる資料は作成されていない。

施設の有効活用を検討する前提として,現在の稼動状況を精緻に把握する必要があると考える。また,市民等による需要を喚起するため,ホームページの記載充実等のソフト面の対策をより積極的に実施することが望ましい。

(港営課)

## 視点2 受益者負担のあり方

① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について

### (指摘)

利用料金制が導入されている施設については,地方公共団体の承認の基に指定

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

平成28年度より国際ターミナルのホームページのリニューアルを行い,ソフト面の対策をおこなった。

- ①各種施設の詳細案内を充実
- ②ホームページ上で、空き状況の確認
- ③ホームページ上で予約可能

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては,設定根拠・理由の明確化を図るとともに,明文化した文書の保存を徹底することとした。

管理者が利用料金を定める。しかし、上 記各施設は条例に利用料金上限額が規定 され、指定管理者は当該上限額を利用料 金として定めており、実質的には市が利 用料金を設定していると考えられる。

利用料金上限額の具体的な設定根拠・ 理由は不明であった。また、設定根拠・ 理由を示す文書は保存されておらず、設 定根拠・理由を具体的に確かめることは できなかった。これらのことは、施設の 設置条例に定めた利用料金上限額につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

条例に定められた利用料金上限額が, 事実上施設の利用料金となる場合,施設 で提供する行政サービスの内容,受益者 負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金 上限額を設定する必要がある。また,市 は明確な根拠に基づき利用料金上限額を 設定していることを市民に対し説明する 責任がある。さらに,設定後においても, 利用料金上限額の設定根拠が,その後の 状況に照らして適切かどうか継続的に確 認すべきである。以上から,利用料金上 限額の根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(港営課)

② 使用料に係る減免対象及び減免額の設 定根拠の明確化及び明文化について (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとした。 則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに,減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は、施設の設置趣旨、施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から,減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(港営課)

③ 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について

### (指摘)

利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。ただし、上記各施設では指定管理に関する業務仕様書において条例、規則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度(減免規定)を設定すべきであると考えられる。

しかし,市は,利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず,公正性及び透明性が担保され

【措置済(令和3年10月1日通知)】

監査指摘を踏まえ,利用料金に係る減免 対象,減免額,根拠,理由等を整理し,令 和3年4月に「事務取扱」を作成し,指定 管理者における取扱いを明確にした。 ているとはいえない状況にあり、著しく 不当と言わざるを得ない。

そのため、利用料金に係る減免の減免 対象及び減免額について減免の根拠・理 由を明確にした上でルール化を行う必要 がある。また、透明性を担保する観点か ら、減免対象及び減免額については施設 のホームページ等において開示すること が望まれる。

(港湾管理課)

④ 望ましい受益者負担割合の検討について

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は 設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。

(港湾管理課)

## 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえなが ら、検討していく。

## (9)区役所

I. 福岡市立市民センター

視点1 施設の有効活用

① 未利用箇所の有効活用について(南市民センター)

(意見)

## 【措置済(平成30年2月14日通知)】

未利用箇所の南市民センター事務室裏側は,南区管理の会議室等として位置付けており,生涯学習推進課の社会教育・人権教育教材や,市民課の転入者配布用資料等を保管するとともに,市民センターホール

現地調査を実施した福岡市立南市民センターにて、未利用箇所が見受けられた。 未利用箇所については、実質的に遊休 状態にあると言わざるを得ないため、市 は、改修等を行うことで市民へ開放する こと等を検討することが望ましい。

(南区生涯学習推進課)

利用者との打ち合わせ場所として活用している。さらに一部を改修し、平成29年6月より学生のための自習室として開放しており、小、中、高校生など多くの利用があっている。

## 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について(各市民センター) (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。

このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。

また,市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに,設定後においても,減免内容やその設置趣旨が,その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から,減免対象及び減免額の設定根拠・

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

今後,新たに減免について設定又は改定 等を行うにあたっては,設定根拠・理由の 明確化を図るとともに,明文化した文書の 保存を徹底することとし,この方針につい て全庁的に確認し,共有した。 理由を明確化するとともに、明文化した 文書を保存すべきである。

(各区生涯学習推進課)

② 望ましい受益者負担割合の検討について(各市民センター)

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離して上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましていくことが望ましい。

(各区生涯学習推進課)

## (10)教育委員会

I. 福岡市総合図書館

視点1 施設の有効活用

① 財務情報を用いた成果指標の検討について

### (意見)

「福岡市総合図書館新ビジョン」の成 果指標は入館者数,個人貸出冊数等であ り,財務情報を用いた成果指標は設定さ れていないが,施設の運営を行う以上, コストを含めて検討することは重要であ ると考える。 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

【措置を行わない(令和元年9月20日通知)】

図書館法により,入館料その他図書館資料の利用に対する対価は徴収できないと規定されており,経費を用いた成果指標の設定は困難である。このことから,「福岡市総合図書館新ビジョン」については,福岡市総合図書館運営審議会の答申や市民アンケート等の意見を踏まえ,2019年度から5年間の後期事業計画を策定し,前期計画同様の成果指標を設定した。

なお, 効率的で効果的な図書館運営を図

現在設定している成果指標と併せて, 費用等財務情報を用いた成果指標も設定 することが望ましい。例えば,貸出1冊 当たり費用のような成果指標を設定する ことが想定される。 るために, 施設の有効活用などによる新た な財源確保の検討を行うこととした。

(総合図書館運営課)

## 視点2 受益者負担のあり方

① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確 化及び明文化について

### (指摘)

使用料の各減免対象及び減免額に係る 具体的な設定根拠・理由は不明であった。 また,設定根拠・理由を示す文書は保存 されておらず,設定根拠・理由を具体的 に確かめることはできなかった。これら のことは,施設の設置条例及び同施行規 則に定めた減免制度(減免規定)につい て重要な不備があると言わざるを得な い。

本来使用料については、利用者が公平 に負担すべきものであるとともに、減免 金額は市の歳入に影響する重要な項目で もある。このため、減免制度(減免規定) は,施設の設置趣旨,施設で提供する行 政サービスの内容, 市の財政状況, その 他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する 必要がある。また、市は明確な根拠に基 づき減免制度(減免規定)を設定してい ることを市民に対し説明する責任があ る。さらに、設定後においても、減免内 容やその設置趣旨が、その後の状況に照 らして適切かどうか継続的に確認すべき である。以上から、減免対象及び減免額 の設定根拠・理由を明確化するとともに, 明文化した文書を保存すべきである。

(総合図書館運営課)

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

減免対象及び減免額については、学校教育、障がい福祉等の観点により規定しているものであり、設定の内容に関しては妥当であると判断しているが、今後使用料及び減免について改定等を行う際に、減免対象及び減免額の設定根拠・理由の明確化を行い、明文化した文書を保存することを徹底する。

② 望ましい受益者負担割合の検討について

## (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましている場合に受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(総合図書館運営課)

## (11)こども未来局

I. 福岡市立背振少年自然の家,福岡市海の中道青少年海の家

視点1 施設の有効活用

① 設備ごとの稼働率の把握について(自然の家,海の家)

### (意見)

宿泊施設の定員稼働率を基礎とする利用率の算定や、研修室やプレイホールといった設備ごとの利用状況は把握されていない。

今後の施設のあり方や有効活用を検討 する前提として,現在の利用状況を精緻 に把握する必要があると考える。このた め,設備ごとの利用者数及び利用率を把 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

【他の方法で対応(平成29年2月3日通知)】

両施設とも団体による宿泊利用が主で、 研修室やプレイホールといった設備は宿 泊した団体が日中に活動を行う部屋とし て貸し出しているものであり、設備単独で の利用は考えにくいことから、設備ごとに 日単位の利用率のみを把握することとし た。 握することが望ましい。

(青少年健全育成課)

## 視点2 受益者負担のあり方

① 現金管理の徹底について(海の家)

### (指摘)

現場調査時,監査人が当該出納帳と現金の有高を照合したところ,有高の方が130円少なかった。現金は,その性質上,紛失や横領のリスクが高いものであるため,市はその管理を徹底するように指導すべきである。

(青少年健全育成課)

② 特別決裁による減免理由の明文化について(海の家)

#### (指摘)

指定管理者が特に必要と認めて市長の 承認を受けたとして、半額減免を認めて いる団体がある。しかし、減免が認めら れるに至った指定管理者と福岡市との協 議文書や根拠文書は保存されていなかっ た。

減免が明確な根拠に基づいて実施していることを文書として示し、市民に対して透明性を担保する必要がある。したがって減免を認めるに至った経緯や検討状況等を明文化した文書を保存しておくべきである。

(青少年健全育成課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について(自然の家、海の家)

## (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。

ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は

## 【措置済(平成29年2月3日通知)】

現金の取扱いについては、指定管理者に対し、施設の責任者による現金と出納簿の確認の徹底を指導した。

なお,市においても定期的に検査を実施している。

### 【措置済(平成29年2月3日通知)】

自然の家等に係る利用料金減免基準第 3条第6項に基づき,指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受ける減免については,書面にて協議し,文書を保存することとした。

## 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局において、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、第三者委員会を設置・開催したが、新型コロナの流行により、多くの市民利用施設の利用者数や管理運営経費に大きな影響が生じたため、第三者委員会を解散した。

設定していない、施設の減価償却費は加 味していない等であった。

市は、本施設の特性や性格を踏まえ、 望ましい受益者負担割合を設定するとと もに、収益及び費用等を適切に把握し、 受益者負担割合を算定することが望まし い。また、社会情勢や施設に係る費用等 の変化が考えられることから、今後、定 期的に受益者負担割合を算定し、望まし い受益者負担割合との乖離状況を把握し ていくことが望ましい。 現在、施設の収入やコスト等の管理運営 状況を財政局に随時共有するとともに、財 政局における取組状況を注視しながら、コ ロナの影響や物価高の状況など社会経済 情勢の変化なども十分に踏まえながら、検 討している。

(青少年健全育成課)

### (12)保健福祉局

I. 福岡市立老人福祉センター

### 視点1 施設の有効活用

① 団体利用者の範囲の明確化及び明文化 について(各老人福祉センター)

#### (意見)

市は、利用できる団体の範囲について 施設の設置条例等で特に規定していな い。

利用できる団体の範囲が不明瞭である ため、結果的にどのような団体も利用可能ということになり、施設の設立趣旨を 逸脱した利用をされる可能性がある。こ のため、団体の範囲について明確化及び 明文化することが望ましい。

(高齢者サービス支援課)

② 老人福祉センターのあり方の再検討について(各老人福祉センター)

## (意見)

各老人福祉センターの老朽化が進んで おり今後修繕等に要する費用が増加する ことが予想される中で、施設の必要性に 疑念が生じかねない現状にあると考えら れる。また、老人福祉センターにおける

## 【措置済(平成30年2月14日通知)】

老人福祉センターの利用者の範囲は、福岡市立老人福祉センター条例第2条で定めており、団体の利用の場合、構成員が利用者の条件を満たす必要がある。また、利用申込時に書面で利用目的を確認し、施設の設置目的の範囲内で利用許可を行っているところであるので、施設の設立趣旨を逸脱した利用は考えにくい。

しかしながら、明文化することにより市が想定している利用団体の範囲が、市民にとってわかりやすくなることから、福岡市立老人福祉センター条例施行規則を改正し、明文化した。

## 【措置済(令和元年9月20日通知)】

平成28年に老人福祉センターの利用実態を調査し、平成29・30年度に老人福祉センターの今後のあり方、提供する行政サービスの内容について検討を行った。その結果を踏まえ、平成31年度(4月)より、「健康づくり機能」、『就業・創業支援による「生きがいづくり」機能』の強化・付加

利用実態の把握も不十分と考える。

このため、市は老人福祉センターの実態調査を行った上で、老人福祉センターのあり方について改めて検討を行い、提供する行政サービスの内容を再構築及び明確化することが望ましい。また、再構築した内容に合わせ、ハード・ソフト両面において施策を実施することが望まれる。

を実施した。

(高齢福祉課)

## 視点2 受益者負担のあり方

① 受益者負担割合の検討及び有料化について(各老人福祉センター)

### (意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合が乖離して受益者負担割合が乖離した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることが望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。

(高齢福祉課)

## 【措置未了(令和7年9月25日通知)】

財政局における取組状況を注視しながら、コロナの影響や物価高の状況など社会 経済情勢の変化なども十分に踏まえ、検討 している。